

平成28年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年2月26日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成28年3月9日 午前10時00分			議 長 田 口 好 秋	
	延会	平成28年3月9日 午後4時10分			議 長 田 口 好 秋	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	生 田 健 児	出	10番	山 口 政 人	出
	2番	宮 崎 良 平	出	11番	芦 塚 典 子	出
	3番	川 内 聖 二	出	12番	大 島 恒 典	出
	4番	増 田 朝 子	出	13番	梶 原 睦 也	出
	5番	森 田 明 彦	出	14番	田 中 政 司	出
	6番	辻 浩 一	出	15番	織 田 菊 男	出
	7番	山 口 忠 孝	出	16番	西 村 信 夫	出
	8番	田 中 平 一 郎	出	17番	山 口 要	出
	9番	山 下 芳 郎	出	18番	田 口 好 秋	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	健康づくり課長	染川 健志
	副市長	中島 庸二	子育て支援課長	池田 秋弘
	教育長	杉崎 士郎	市民協働推進課長	緒方 俊裕
	総務企画部長	池田 英信	文化・スポーツ振興課長	宮崎 康弘
	市民福祉部長	田中 昌弘	福祉課長	田中 秀則
	産業建設部長	山口 健一郎	農林課長	横田 泰次
	教育部長	堤 一男	うれしの温泉観光課長	宮崎 康郎
	会計管理者 会計課長兼務	井上 親司	うれしの茶振興課長 農業委員会事務局長兼務	宮田 誠吾
	総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務	辻 明弘	建設・新幹線課長	
	財政課長	中野 哲也	環境水道課長	副島 昌彦
	企画政策課長	池田 幸一	教育総務課長	峯崎 幸清
	税務収納課長		学校教育課長	
	市民課長	大島 洋二郎		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	納富 作男		

# 平成28年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成28年3月9日（水）

本会議第5日目

午前10時 開 議

- 日程第1 議案質疑
- 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
  - 議案第6号 嬉野市行政不服審査関係手数料条例について
  - 議案第7号 嬉野市犯罪被害者等支援条例について
  - 議案第8号 嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第9号 嬉野市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第10号 嬉野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第11号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
  - 議案第12号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
  - 議案第13号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第14号 嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第15号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
  - 議案第16号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例の一部を改正する条例について
  - 議案第17号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について
  - 議案第18号 嬉野市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
  - 議案第19号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について
  - 議案第20号 嬉野市下水道条例の一部を改正する条例について
  - 議案第21号 市道路線の廃止について
  - 議案第22号 市道路線の認定について
  - 議案第23号 嬉野市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について

- 議案第24号 平成27年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第25号 平成27年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第26号 平成27年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第27号 平成27年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）
- 議案第28号 平成27年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第29号 平成27年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第3号）
- 議案第30号 平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第31号 平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第32号 平成27年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第33号 平成28年度嬉野市一般会計予算
- 議案第34号 平成28年度嬉野市国民健康保険特別会計予算
- 議案第35号 平成28年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第36号 平成28年度嬉野市農業集落排水特別会計予算
- 議案第37号 平成28年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算
- 議案第38号 平成28年度嬉野市浄化槽特別会計予算
- 議案第39号 平成28年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第40号 平成28年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第41号 平成28年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第42号 平成28年度嬉野市水道事業会計予算
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第43号 嬉野市企業等誘致条例について
- 議案第44号 平成28年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）

---

午前10時 開議

○議長（田口好秋君）

皆さんおはようございます。大変御苦労さまでございます。

本日から議案質疑に移りますが、平成28年度の当初予算等を審議する極めて重要な質疑があります。慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の記事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 議案質疑を行います。今議会の議案質疑は通告制とします。

質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることができない旨を規定しておりますので、御注意をお願いします。

それでは、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第6号 嬉野市行政不服審査関係手数料条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第7号 嬉野市犯罪被害者等支援条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、梶原睦也議員。

#### ○13番（梶原睦也君）

第1条のところで、すみません、犯罪被害者給付制度との関連はということで通告しているんですけども、ちょっと全体的なところで犯罪被害者等基本法、この基本理念にのっとりということでもありますけれども、この犯罪被害者等基本法の中にいろいろな地方自治体が定める項目があるんですけども、その中に犯罪被害者給付制度もかかわってくると思うんですけども、全体的にこの基本法の地方自治体が取り組むべき項目というのがこの犯罪被害者等支援条例という捉え方全体を網羅した部分がこの犯罪被害者支援条例と捉えていいかどうか、まずこの点をお聞きしたいと思います。

#### ○議長（田口好秋君）

総務課長。

#### ○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

この犯罪被害者等基本法によりますと、基本理念というようなことで第3条のほうにうたっているわけでございますけど、第5条には、地方公共団体の責務ということで、この基本理念——基本理念というのが、一部読み上げますと、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」というようなことで、「その他の事情に応じて適切に講ぜられるもの」ということになっております。

これを基本理念にのっとりまして、「犯罪被害者等の支援に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、」地方公共団体の地域の実情に応じて施策を行いなさいというようなことに

なっております。

また、同じこの法の中に、「給付金の支給に係る制度の充実等」ということで第13条に規定がございまして、「国及び地方公共団体」が、犯罪被害者等の「経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるもの」ということに規定がなっておりまして、今回規定を設けているものでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、この中に例えば住居の確保とか雇用の確保をとという部分もあるんですけども、こちら辺については、今回の条例の中でどこの部分を見ればよろしいんでしょうか。（発言する者あり）犯罪被害者等基本法の中に、自治体が取り組むべき責務の中に住居の確保とか雇用の確保という部分もあると思うんですけど、今回、嬉野市の条例の中で、その部分とはどこに当てはまるのかというのを伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回、この条例の中に特段住居等の確保等は設けておりませんが、第5条に「相談及び情報の提供等」というふうなことで、このところで住居等の確保についても情報を提供していくというふうにしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、2条に行っていていいですか。

○議長（田口好秋君）

はい、どうぞ。

○13番（梶原睦也君） 続

そしたら、今度この条例の中の第2条なんですけれども、この各号に定める1号から4号まであるわけなんですけれども、こういったことを認定するというのは誰が行うのか、この点について伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

この専門的な知識も当然必要になってきておりますけど、現在、総務課内に設置をいたしております犯罪被害者等支援室、室長が県警のほうから派遣になっておりますので、県警のほうの知識等がありますので、これについて定義の認定を行っていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、県警の方が認定を行うということは、要するに上位法との絡みの中で決まってくるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

上位法も含めてということになるかと思えますけど、県警の情報をいただける分は県警からの情報もいただきながら、そういった知識を生かして認定を行うというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

確認ですけど、この嬉野市の条例だけを使うということはないわけですよね。あくまでも上位法で認定された部分のところに、そういう犯罪に対して嬉野市も取り組むということであって、嬉野市だけで取り組むというような、そういう犯罪事例ということは、この条例には使うことはないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

法に規定してある分で、その範囲内で条例のほうで行うというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

それでは、最後に6条に行きます。

この6条というのが、先ほど言いました基本法の中の犯罪被害者給付制度の部分がここに出てくるのかなと思うんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

はい、そのとおりでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、もうこの遺族——私、今回、遺族の範囲とか、被害の程度の基準とか知っていますけど、あくまでもそこにのっとった形で準じてやるというふうに理解してよろしいということですね。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

はい、準じて行います。規則に定めを行うということになります。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、生田健児議員。

○1番（生田健児君）

第6条において、「規則で定めるところにより」とありますが、この規則の詳細を教えてください。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

条例の第6条で、見舞金の支給について規則で定めるところにしております。その規則の内容でございますけど、遺族見舞金、それと傷害見舞金。遺族見舞金につきましては、

見舞金の受け取りの順位とか受け取り者の身分等を規定する予定です。それと、傷害見舞金については、傷害の程度を規定いたします。

それと、支給については、制限がある場合があると思いますので、支払わない場合の規定、それとか、一旦傷害見舞金を受給された場合、その方が亡くなられたという場合には遺族見舞金というふうに移ってまいりますので、その差額について支払うとか、そういった規定を設けることになっております。

それと、あと見舞金の申請のやり方、それと請求の期限等を細かく規定いたしております。  
以上でございます。

○議長（田口好秋君）

生田議員。

○1番（生田健児君）

発言の中で「する予定」ということでしたが、つまり今現在はないという認識でよろしいのでしょうか。

また、そうなりますと、規則はいつまでにつくられますか。

それと不完全な形で出してこられた理由を教えてください。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

予定ということにしておりますけど、現在、規則のほうの案をつくってはおります。

それと、いつまでにとということ先ほどありましたけど、これも当然、4月1日の条例の施行と合わせてということになりますので、それまでにつくるということになります。

この詳細について、決定していないということではなくて、最終の決定は、起案をいたしまして、その後に市長の決裁を受けてから公布ということになります。

以上でございます。（発言する者あり）

お答えいたします。

条例、規則が不完全ということではなくて、条例に伴います規則を今、最終のチェックをしながら設けているということでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

生田議員。

○1番（生田健児君）

そうすると、つまり、いろいろ言われていますけど、結局はまだ不完全というか、不完全ということですね。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

不完全ということではなくて、今現在ではこの案で私たちのほうで作成をしているところでございまして、一部手直し等がある可能性は残っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

生田議員。

○1番（生田健児君）

続きまして、犯罪等におきましては、加害者被害者等、曖昧な部分が発生する場合がありますが、そういった場合の最終的な判断はどうするのか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

この判断、確かに難しいところがあるかと思っております。先ほど梶原議員のほうにもお答えいたしましたけど、犯罪被害者等の支援室を設けております。県警からの派遣というようなことで、現在、鹿島警察署の犯罪被害者等の支援ネットワークの委員でもございます。その犯罪被害者等に関して日ごろからそういった情報等の共有を図っているところでございます。このため、請求者からの申請書類、あと、警察から収集した情報を吟味いたしまして見舞金の支払いについて担当者としての意見を付することになります。

こういった直接警察のほうに届けられた犯罪等については、ネットワークを通じまして犯罪被害者等と判断された案件については市への情報提供もあると考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

生田議員。

○1番（生田健児君）

わかりました。

○議長（田口好秋君）

次に、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

第1問目は、通告書に出しています内容を3項目伺います。

まず、佐賀県で初めてうたっていますけれども、この条例制定に至った経緯を説明ください。

2点目が、加害者へ請求する方法をとっている自治体もありますけれども、それは検討されなかったのか。

3項目めは、法律に基づいて、自治体の中で県単位でこれを取り上げている例は多いんですけども、一つの上位法として見たときに、法律に基づきながら、県、また市町があるんですけども、いろんな面での判断そのものは上位法に基づいて国が、県がという形で優先するのでしょうか。

以上、確認いたします。

それと、その連携はどうなさるのかお聞きします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

この条例の制定の経緯ということでございますけど、21年の1月に本市は、先ほども申し上げておりましたけど、犯罪被害者等支援室を設けております。それで、相談等は実際、相談や必要な情報提供等の支援はずっと21年のところから行ってきておりました。ただ、各部署、各担当課において、それぞれその対応を行う場合もありましたので、今回それをワンストップで行えるような支援の充実を図りたいと考えておまして、支援室が設置をされてから約7年ぐらいになりますけど、その支援の充実を図りたいというようなことで今回条例を制定するものであります。

それと、加害者への請求をする自治体もあるということでございますけど、本来は、一時的には加害者が被害者に補償すると思っておりますので、今回本市からの請求というのとはしておりません。盛り込んでおりません。

それと、県単位でこのような条例を制定しているということで、確かに県でも多く取り組みをされております。先日の委員会の折には23年度、ちょっと前のもので御報告をしておりましたが、最新の27年の4月1日現在では102の自治体ということで取り組みをされております。県については山形県とか神奈川県あたりが条例を制定して執行されております。

今現在、佐賀県においても条例を制定されているところでございますけど、「犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」ということで、その最終の第7章に「犯罪被害者等に対する支援」ということで設けられておまして、その中で、「国、市町その他の関係機関」と連携して行うというふうになっておりますので、本市においても、県と、あと県警も含めて連携をとっていくということになります。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

それじゃ、佐賀県におきましても、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例の中で、今課長が御答弁のように、第7章にそういった具体的なことが入っております。そういった事案が起きたときには、同じ情報で県と連携をとるということで確認をします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

県と当然連携をとらないと、例えば犯罪等の認定とか、こういったところが難しくなってくるかと思しますので、県または、先ほど申し上げました鹿島警察のほうで設けられておられるネットワークの協議会、これあたりと連携をとりながら行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

犯罪とはということで行きますと、当然裁判になってくるんでしょうけれども、最終結審を受けられて判断されるのか、どの段階でされるのか、どれをもって認定をされるのか、先ほどの議員の質問とかぶるかわかりませんが、重ねて質問をいたします。

もう1つは、こういった補正にも上がっていますが、予算でも上がっていますが、金銭面と別に、精神的な面のサポートと申しましょうか、フォローはあるのかなのか、確認します。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

いつ判定かということですが、犯罪対象者ということで、不幸になられた場合に、その後においてこの見舞金の申請をしていただいて、市長が最終的に決定をするということになります。

それと、精神的なサポートということですが、当然、この条例に盛り込んでおりますが、相談及び情報の提供等というようなことで、トータル的に犯罪被害者等の支援室長を中心に行っていく予定にしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

次に、宮崎良平議員。

○2番（宮崎良平君）

今回、第2条のほうで「心身に有害な影響を及ぼす行為」とはどのようなことか、具体的に詳細な説明をお伺いします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

この「心身に有害な影響を及ぼす行為」ということですが、例えば交通事故、重傷の人身交通事故等、それと日常的な暴力的言動、日常的に行われる、著しく人格を否定するような言動、いわゆるDV等になるかと思えます。児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい現象、それとストーカー行為に当たるようなつきまとい、こういったものがこの「心身に有害な影響を及ぼす行為」というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

交通事故等も含まれるということですね。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

この中には、犯罪等には含まれておるかと思えますけど、ただ、過失というようなことにもなってきますので、犯罪見舞金のほうの対象にはなっていないかと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

わかりました。

じゃ、次に行きます。第6条のほうですけど、先ほど生田議員からもあったので、ある程度理解しましたので取り消します。

第6条でもう1つ、遺族見舞金、傷害見舞金の種類及び額の決定の根拠、こちらをお伺いします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

見舞金、遺族見舞金と傷害見舞金ということでしております。遺族見舞金は一律30万円、傷害見舞金は一律10万円ということでしております。

犯罪によりまして遺族となられた方、被害を受けられた方については、心に大きな被害を受けることとなります。平和な生活が突然の犯罪被害により一変いたしますので、将来への不安、無気力、不眠とか、いろいろなところ、自己責任を感じるなど精神の状態が普通じゃなくなるということになります。また、たまには当然仕事ができるような状態でもないということになるかと思っております。最悪の場合は、被害者ということであっても転居を余儀なくされるというようなことも考えられますので、遺族の方に対しては、一月の生活費等として見舞金30万円を支給すると。30万円が高いのか低いのかというところはありますけど、30万円ということで決めております。

それとあと、傷害見舞金でございますけど、こちらにつきましては、治療費、交通費等というようなことで考えておりまして、10万円を限度ということで支給予定をしているところでございます。先ほど全国的に102ということで申し上げましたけど、ほとんどの自治体がこの金額になっております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

この根拠が正しいのか正しくないのかというところなんですけど、ほかの自治体等をリサーチした上でやられているのかどうかというのを伺います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

27年の4月1日現在の資料を手元に持っておりますけど、ほとんど大半の自治体が見舞金30万円、それと傷害見舞金のほうは大体全治1カ月以上10万円というようなことになっておりまして、それを参考にいたしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

宮崎議員。

○2番（宮崎良平君）

わかりました。ただ、この条例というのはまずもって、条例案において議会前に先にマスコミのほうに出ていましたけど、この記事を見ると、見舞金とかが妙にクローズアップされたまま、この条例の本質、目的というものが妙にないがしろにされた感じに私は思うんですけど、先にマスコミに出す場合に、そこら辺のチェックとか、そういったものがないものなのかどうか、確認をいたします。

**○議長（田口好秋君）**

総務課長。

**○総務課長（辻 明弘君）**

お答えいたします。

マスコミのほうから取材があったのが記者発表の後ということで、記者発表のときにもあったわけですが、私たちもこの犯罪被害者等支援条例、今回、見舞金あたりが、やけにクローズアップをされておるところでございますけど、実際は私たち先ほど申し上げましたとおり、今までも行っておりましたけど、それをワンストップでできるように支援室を中心に犯罪被害者になられた方の支援を行っていきたいということが、この条例制定の主な趣旨でございます。見舞金等の支給はその中の一つということになります。

マスコミのほうには、取材は担当者、私のほうとかあったわけですが、その後はどういうふうに書かれるかは、私たちのほうでは関知できないと思っております。

以上でございます。

**○議長（田口好秋君）**

次に、山口忠孝議員。

**○7番（山口忠孝君）**

それでは、お尋ねいたします。

この条例を制定するに当たって、これまでに市内に該当するような事例があったのか、その辺のことをお尋ねいたします。

**○議長（田口好秋君）**

総務課長。

**○総務課長（辻 明弘君）**

お答えいたします。

この相談とか情報提供というものについては、例えばDVとかストーカー、家庭内暴力、児童虐待、おれおれ詐欺の未遂等なんかの案件があっておりまして、いろんな場面でこの犯罪被害者等支援室長を中心に対応策を練っているところでございます。今まで事例は10件程度あっているかと思っております。ただ、今回の見舞金の支給に関するような案件は今のところあっておりません。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

わかりました。

それで、次の2番目の質問になりますけど、観光客ですね、この条例では傷害見舞金は嬉野市の住所を有する本人のみ支給となっております。それで、市内在住の方が例えば市外とか海外に行って、そういうところで犯罪に遭われても支給されるという仕組みになっておりますけど、私はこの条例が嬉野市域内でのことに関してのあれかなと思ったら、じゃなくて、住民を、市民の方を対象にしてありますけど、そういう嬉野市特定の地域に限るような、旅行者も観光客も含めて、そういう方たちがもしそういう犯罪に巻き込まれたときにこういう支援をすることも考えられなかったのか、そういうところはいかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回の対象者は、先ほど議員御発言のとおり、市に住所を有する者というふうになっております。当然、観光地でございますので、全国から観光客の方いっぱいいらっしゃるわけなんですけど、そういった、例えば被害に遭われた場合についての私たちのできる範囲での相談、情報提供等については対応をしていくというつもりでおります。ただ、見舞金の支給に当たりましては、市の財政の面で考えますと、市民に限らせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

では、その情報提供の支援は行っていくということですね。はい、わかりました。

○議長（田口好秋君）

これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号 嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第9号 嬉野市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

それじゃ、この分の中から、先に第11条にあります空き家等対策協議会について質問いたします。

この分が新たに設置をされましたけれども、この構成メンバー10名以内ということですが、構成のそれぞれの立場の役割と申しましょうか、この内容を確認します。

それともう1つが、このメンバーの中に今現状の空き家の状況が把握できる方が入っておられるのか。

それと、法律の中には、第1条にありますけれども、危険防止対策とその活用と申しましょうか、維持・管理ありますけれども、今回の中で嬉野市はどちらを主に置かれるのか。

それともう1つが、今現状の実態調査ですね、わかるのがいつなのかを確認します。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

協議会のメンバーということでございますけど、市長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、ホーム、不動産、建築、福祉、文化等の学識経験者、その他市町村長が認める者というふうになっておりますので、今回10名を予定いたしております。その役割ということでございますけど、それぞれの立場で今までの経験、知識を生かしていただいて、いろんな御発言をいただいて取りまとめをしていきたいと考えております。

2点目の空き家の状況が把握できているメンバーかということでございますけど、空き家の状況が把握できているメンバーというようなことでなくて、先ほど申し上げましたいろんな立場などで御経験を生かした御意見をいただくということになります。当然就任をいただく際には、事前に本市の現況などを含めた資料により御説明をすることになります。

3点目の空き家の維持管理が主か、危険防止対策が主かということでございますけど、この協議会は、第7条に規定がありますように、空家等対策計画の作成変更や実施に関する協議を行うための協議会ということになっておりますので、先ほどの面も含めて全体的なことを協議をいただくということになります。

それと、最後の空き家の件数等、全体の実態がわかるのはいつごろかということでございますけど、今回、調査やデータベースの整備を行うために予算を計上いたしておりますけど、なるべく早く取りかかりたいと考えております。ただ、市全体の調査ですので、前回の調査を踏まえて年度内にデータベースまで整備を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

前回、空き家関係で、これに類する一般質問をしたんですけど、その段階では全体の把握がまだできていないということで、速やかに対処いたしますということの中で、こういった形の、国のほうからデータベース化ということで示されておりますので、早急にまず実態を把握しながら、この委員会の構成の中に役立てていただきたいと思っています。

あと、この文言ですけれども、従来空き家というのは、嬉野市もそうですけれども、送り仮名の「き」を入れながら「空き家」ということにしていましたけれども、今回そういうものが外れて、空の家、要するに「空家」となっていますけれども、これでまた条例も変更になっているわけですが、この名詞は今後こういった形で、上位法の「空家」が優先されるのか、それはずっとことごとくそういった形になるのか、確認をいたしたいと思っています。

それと、データベース化は今年度ということで、28年度いっぱいということでしょうか、その分も重ねて確認します。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

上位法の規定が平仮名の「き」が入らない「空家」ということになっておりますので、今回それに合わせて条例も改正をしたものでございます。今後もこの上位法に基づいてこの表現でいきたいと考えております。

それと、データベース化でございますけど、28年度中には当然整備をいたしまして、29年度以降の空き家の施策のほうに生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

まず、重ねてですけれども、実態調査把握を速やかに、早急にお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

できるだけ早くというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

これで議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号 嬉野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第11号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第12号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第13号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第14号 嬉野市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第15号 嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

もう3回しかできませんので、まとめてお尋ねをしたいと思います。

まず、このことにつきましては、平成12年の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律から民間の採用に資する円滑化を図るというふうなことから出されているというふうに理解をしているわけなんですけれども、そういう中で、まず、資料の51ページの分の1号給、2号給、3号給、4号給、5号給、6号給、7号給ありますけれども、ここら辺のところの、例えば1号給と2号給の場合では、そこに「困難な」ということが入る。そして、3号給、4号給のときに、4号給では「特に」という文言が入る。その中で、5号給においては、これは「重要なものに」と入る。そして、これは6号給については、「極めて」というふうな文言になっておりますけれども、ここら辺のところのすみ分けというんですか、これはどういう形で判断されるのか、この文言というのを、私も「特に」と「極めて」という意味、非常にわかりにくい、わかりません。総務課長がおわかりであれば、そこら辺の説明をしていただきたいと思います。

そして、もう1つは、改正案の月額の中で、1号給から7号給までありますけれども、これが人事院勧告の月額報酬と1,000円ばかりの差が全部ありますけれども、そこら辺のところの相違というのがいかになものかなという気がいたしますけれども、そのことについてもお答えいただきたいと思ひますし、そして、今回、改正に至った経緯、まず、そのところから御説明をいただきたいと思ひます。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

お答えいたします。

まず、1号給から7号給まで、言葉で整理をされております。実は、これを私読んだときにも、はっきりどの程度違うんだらうかというのが、具体例としては浮かんでまいりませんでした。ただ、特定任期付職員というのは、私どもが考えておりますのは、例えば弁護士さんとか、あるいは公認会計士、その方たちを採用する場合に使うだらうというふうに思っているわけですね。

一般質問の中で弁護士さんの話が出ましたけれども、例えば、うちで雇う場合については、弁護士さんだったら6号か7号かというぐらいのところかなというふうな位置づけを考えております。

それと、この金額でございますけれども、この分については法の中で決まってきた、これ確かに人勧と1,000円違うとは思ひますけれども、すみません、詳細に何で違うのかというところまでは承知をしておりません。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

経緯、改正に至った経緯。そのままで。

○総務企画部長（池田英信君）続

これは1つには、例えば、さっき言いました1号から7号までの級についての規定について、今まで規則で入ってございました。その分を条例の中に盛り込むということで、例えば職員の1号から7号までの標準職の等級別の職務表についても規則から条例のほうに移行しております。これはもう地方公務員法の改正に伴ひましてそういったことになっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

今、弁護士とか公認会計士とかということをおっしゃいましたが、例えば、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する事務取扱要領というのがありますよね。第5条にお

いては、そこで保育士、看護師、社会福祉士等々の文言が入っております。そこら辺のところは、これどこに位置づけされるのかということもありますし、そして、今の部長のお答えだと、採用する時点で、じゃ、5号給にしようか、6号給にしようかということの判断を下されるということで理解をしいいんですかね。

そしてもう1つは、その中で、例えば1号給から7号給ありますけれども、これ採用する場合に、資格というものが、資格証明といますか、そこら辺のところが必要なのかどうかというふうなことをお答えいただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

お答えします。

特定任期付の職員については、資格の要件は必ず必要だというふうな認識を持っております。先ほど言いましたように、弁護士さんとか公認会計士、あるいは税理士さんまで含めたところが出てくるかと思いますが、そういったところで資格の確認をして、面接で採用するという方式をとると思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

じゃ、もう完全に資格そのものがないと、この特定任期付職員にはなれないということで認識していいですか。でも、県なんかにおいては、こういうふうな専門知識ということで、例えば民間会社にいて情報管理官とか、ああいうふうな形で採用されているわけなんですね。となると、今、部長がおっしゃったことと少し意味合いが外れてくるんじゃないですか。そこら辺のところを私はっきり申し上げたいんですよ。

それとあわせて、これひとつ、余談になりますけれども、本市においても、それにある程度該当するような職員さんというのもいらっしゃるというふうに思うんですよ。そこら辺のところについては、今後どう取り扱いというものをお考えになっておられるのか、お答えいただきたい。もう最後ですから。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

お答えします。

確かに、情報系のそういった資格のない方というか、特別な知識を持った方というのはおられると思います。現に県のほうでも採用されておりますし、玄海町においてもそういった

募集をされたというのを承知しております。そういった部分については、基本的にはそういう場面になれば、うちのほうでも検討をするというふうに思います。原則論から、先ほど言いましたように、例えば公認会計士、弁護士さん、そういう人たちについては資格が必要というのが今の見解でございます。

それともう1点は、現在そういった職員がおられるのじゃないかということですが、実はこの採用に関しても、特定の業種の方については、特定任期付を使おうかという議論も実はしたこともあるんですね。その中で、やはりそういった資格の部分というものを考えたときに、ちょっとちゅうちょをしたというところがあります。

確かに金額面で考えますと、1号給でも37万8,000円と副課長クラスになるわけですね。そういったところで、一番最初からそういったところに位置づけができるかというところがまだちょっとできておりませんでしたので、そういうところまで至らなかったというところなんです。ただ、実績等を考えてみますと、考慮してもいいのかなというふうに私自身は思っております。

以上です。（「すみません、議長1回だけ、もう答弁要りませんので、いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

はい、どうぞ。山口要議員。

○17番（山口 要君）

やっぱりこういうものを出される場合については、きちっとした形で答弁ができるように、今聞いていると、何となくファジーというかな、出す場合、非常に甘いような気がして、やっぱりこういう形でこういう基準ですというようなところをはっきり明示しながらお出しいただきたいということだけをお願いしておきます。

○議長（田口好秋君）

総務課長、答弁の修正。

○総務課長（辻 明弘君）

先ほどの1,000円の相違の分ですけど、給与表のほうは佐賀県のほうに準じておりますので、国とは1,000円差があると、（発言する者あり）はい、ということ。

○議長（田口好秋君）

これで、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号 嬉野市ふるさと応援寄附金基金条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

ふるさと応援寄附金基金条例の一部を改正する条例についてとございますけど、ここにふ

るさと応援寄附金については、いろいろ考え方があられると思います。私もいろいろちょっと思うところがあるんですけど、今回、「基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める」と改正されておりますけど、これは文言としては一部の改正でしょうけど、この寄附金の条例については、大きな考え方の違いになるのではないかと私は考えております。そういうところをどのように検討されておられるのか、また、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

**○議長（田口好秋君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（池田幸一君）**

お答えをいたします。

この寄附金基金条例の第1条の部分で（設置）というものをうたい込んでおります。その中で、ちょっとこれを読ませていただきますけれども、「本市のまちづくりを応援するために贈られた寄附金を財源として、寄附者のまちづくりに対する意向を具体化することにより、多様な人々の参加による個性と活力のあるふるさとづくりを推進していくため、嬉野市ふるさと応援寄附金基金（以下「基金」という。）を設置する。」となっております。

今回、改正をいたしますのは、第2条の（積立て）の部分でございまして、この部分を「一般会計歳入歳出予算で定める」ということに改正をするわけでございますので、寄附金の目的を勝手に変更するということにはならないと判断をしております。

以上でございます。

**○議長（田口好秋君）**

山口忠孝議員。

**○7番（山口忠孝君）**

寄附金は全額もともと積み立てるということで、寄附される方は一応全額寄附になっているということで寄附をされると思うんですよね。それを今度そういうふうに返礼金とか、そういうふうに寄附金から充てるということに変更することになれば、寄附という目的自体が変わってくるんじゃないかなという気はするんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

**○議長（田口好秋君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（池田幸一君）**

お答えをいたします。

寄附者の方からすれば、そのような思いになられることもあろうかと思っておりますけれども、今回補正をいたしましたのは、これは1月の臨時議会でも出したんですけど、ふるさと応援寄附金の歳入を6億円以上の分を出した中で、一方で財政調整基金を繰り入れを費用として4億円を超える額を出したところを、議員のほうから御指摘があったのは、このやり方自体も

ちょっと検討する必要があるんじゃないかという御指摘も受けております。

今回補正に至ったということは、ふるさと応援寄附金を一般財源で費用全額を補うと、賄うということは、非常に財政を圧迫してしまうということで今回出しているものでございまして、県内の自治体、うちより上位にある自治体さんのほうもお調べをした結果、同じように一般会計歳入歳出予算で定めるというところがほとんどでございましたので、今回補正をしているわけでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

この点に関して、市長もこの考え方でいくということで間違いございませんか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回、一般の方から御寄附をいただいたふるさと応援寄附金につきましては、非常に多額に上りまして、もう大変感謝をしておるところでございます。そういう中で、大きな捉え方でいきますと、一般の御寄附をしていただいた方々も御寄附の行動をしていただいたということに基づいて、嬉野市全体がよりよい形で発展していくことを願っていただいているものだというふうに思っておりますので、第1条にちゃんと述べておりますように、原則としては、踏み間違えないように捉えながら、しっかりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

すみません、ちょっと訂正をさせていただきます。

先ほど答弁の中で、最後に「補正をしています」ということで答弁をいたしましたけれども、条例の一部改正をしているものでございます。訂正させていただきます。すみません。

○議長（田口好秋君）

これで議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第18号 嬉野市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第19号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。  
質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

**○17番（山口 要君）**

この籠原公園については、嬉野保育所があったところですが、これは第2か第3の区画整理のときの緑地帯、公園の中に保育所ができたというふうに私は記憶をいたしております。そういう中で、今回この保育所が移転してもう3年ぐらいますよね。そういう流れの中で、何で今ごろこういう形で都市公園という形で持ってこられたのか、そこら辺のところをお尋ねしたいと思います。

**○議長（田口好秋君）**

産業建設部長。

**○産業建設部長（山口健一郎君）**

お答えします。

確かに24年に嬉野保育所が移転をしております。それと同時に解体をして、地元からの要望もあって、ぜひ公園として残してほしいということの要望がありましたので今回上げているわけですが、3年おくられているということですが、実はあそこの官地と民地の境界に露出したお湯管が走っております。それで、そのまま公園として、例えば26年に開放していたら、子どもたちが遊んだときにやけどをするというような状況でしたので、配湯組合がありますけれども、そこに依頼をして、とにかく埋設をしてくださいと、そうしないと開放できない。例えば、バリカーもしておりましたけれども、やっぱり子どもですので、それを排除して乗ったりして遊ぶと大きなけがにつながりますので、今回占用ということで配湯組合が布設をされたので、今回に至っているということになります。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

山口要議員。

**○17番（山口 要君）**

緑地帯にお湯管が走っていることも私よく理解できないわけですし、保育所がその当時できたことについても何だか理解に苦しむところなんですけど、それはそれとして、やっぱり当然住民からの要望、あそこは緑地帯ですから、当然その住民からの要望がなくてもそういう形にしなきゃいけないわけなんですよね。そういうことを含め置く中で、やっぱり3年間も、配湯組合、そのことはもう置いて、そこにもっと早くしてくれというふうなことでしながら、しなきゃいけなかったんじゃないかなと、ある意味じゃ、ここはもう3年間放置という状態ですよね。そこら辺のところについてはどのようにお考えになっておられますか。

**○議長（田口好秋君）**

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

お答えします。

確かに、我々も相手方、組合長のほうに話に行っていたんですが、なかなかやっていただけなくて、平成26年の10月に占用申請をされて、そこで工事が完了したということで今回条例変更ということで上げさせていただいております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

もう余り深入りはいたしませんけれども、今後について、例えばほかの公園、都市公園みたいな形で、例えば遊具施設とかトイレとかということについてのお考えはお持ちになっておられますか。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

お答えします。

確かに、ほかのところの児童公園とかを見ますと、トイレ等、水飲み場とか、そういうのがございますので、それは今から検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで、議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号 嬉野市下水道条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第21号 市道路線の廃止についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第22号 市道路線の認定についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第23号 嬉野市と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第24号 平成27年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）についての質疑を行います。

9ページから27ページの歳入について質疑を行います。

まず、13ページ、13款、使用料及び手数料、1項、使用料、4目、土木使用料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

13ページの土木使用料の法定外公共物占用（水路）ということでありませけれども、これが当初で140万円計上されていて、今回53万2,000円減額され、最終的に86万8,000円という数字になっておりますけれども、説明によりますと、220件の減免といいますか、そういうことでの説明を受けておりますけれども、これで減免という形の最終決定ということで理解をしていいのかどうか、そこら辺のお答えをいただきたいと思います。

そしてもう1つ、本市において、例えば使われなくなった道路等については、存在はいたしておりませんか。そこら辺確認だけしておきます。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

お答えします。

この分については、6月の議会の全員協議会の中で1回説明させてもらったと思っておりますけれども、220件分の免除ということで、本当は通路として、水路だけの減免はありましたけれども、規則の改正を行って、その合い中に、通路として使われていますが、民地等に入っていた場合に、そういうところを免除しましょうということで上げさせてもらっています。これがもう最終だと思っています。

あと、使用されている道路等ですけれども、一応法定外公共物ということで、そのまま残りますので、その分は占用ということになってくると思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

じゃ、法定外公共物ということで、占用ということで残るんですね、残るということですね。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

はい、使われなくなった分は、申請書がございますので、その分で廃止届を出していただくという形にはなってくると思います。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで13款1項4目．土木使用料についての質疑を終わります。

次に、同じく13ページ、13款．使用料及び手数料、1項．使用料、5目．教育使用料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

**○9番（山下芳郎君）**

この分の中で、通告書の前に嬉野公民館並びに嬉野市体育館の使用料減ですけれども、この分の減の理由の内容を先にお聞きします。

**○議長（田口好秋君）**

文化・スポーツ振興課長。

**○文化・スポーツ振興課長（宮崎康弘君）**

お答えいたします。

嬉野公民館、嬉野市体育館の使用料減免につきましては、主な理由としまして、使用料の減少、それと暖冬によります暖房器具の利用が少なかったことが原因でございます。また、市体育館につきましても、使用料の減少、暖冬によります暖房器具等の減によるものと考えております。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

山下議員。

**○9番（山下芳郎君）**

暖房の使用料減はいいことだと思いますけれども、しかし、収入が減っていますということですね。その中で、利用も減っていますということですが、その中でリバティがオープンして、まだ間もないんですけれども、そういった形で移動されたということにつきまして、その移動された行事なり内容が把握できますか。従来、ここを使っていたけれども、リバティに移られたということが。

**○議長（田口好秋君）**

文化・スポーツ振興課長。

**○文化・スポーツ振興課長（宮崎康弘君）**

お答えします。

いろんな施設がございますが、市の体育館と嬉野市の公民館等の減少の要因としましては、リバティのほうに利用を求めてはいなくて、文化センターとか、そういうところに足を運んでいらっしゃるのかと考えております。

また、リバティの詳細でございますが、確かに定期的な練習ですね、バスケットボール、なぎなた、空手、ダンス、フットサル、卓球、バレーボール等のほうがリバティであっております。詳細なデータについては集計しておりませんが、中央公民館等で開催されていまし

た高齢者大学（若返り大学）をほとんどリバティのほうに場所を変えまして開催しているところで、リバティの人数もかなりふえているのじゃないかと思っております。

ちなみに、リバティの26年度ですが、9月から3月までの利用者としましては2万4,000人程度、件数としまして347件、27年度の4月より2月までの集計でございますが、5万9,000人、件数として1万2,057件とデータとして集計をしておるところでございます。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

山下議員。

**○9番（山下芳郎君）**

利用者から時々お聞きするんですけれども、やっぱり老朽化ということが主な原因でしょうけれども、リバティのほうに行って非常に快適というお声を聞いております。それはそれで、嬉野市においてはいいことだと思います。ただ、場所が遠いからもうやめてしまったとかいうことにならないような形で、そういった分の、今現在、リバティに活用されているという方が実態を把握をしていないということでおっしゃられましたけれども、そういう申請をされるわけですから、そういった方々へのフォローというかな、そこら辺の案内あたりを広く、活動がやまらないような形でサポートしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

**○議長（田口好秋君）**

文化・スポーツ振興課長。

**○文化・スポーツ振興課長（宮崎康弘君）**

お答えいたします。

市の行事等につきまして、リバティで日程的に重ならなければ、極力リバティを御利用くださいということで推進をしているところでございます。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

**○議長（田口好秋君）**

保健体育使用料はいいですか。（「重ねて言いましたからいいです」と呼ぶ者あり）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで、13款1項5目．教育使用料についての質疑を終わります。

これで、9ページから27ページの歳入についての質疑を終わります。

次に、平成27年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）の歳出についての質疑を行います。

初めに、28ページの第1款．議会費についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、歳出29ページから34ページまでの2款．総務費について質疑を行います。

29ページの1項．総務管理費、1目．一般管理費について質疑の通告がありますので、順

次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

15節の工事請負費、防犯灯整備事業であります。120万円の減額になっていますが、この分の各区に分けて3基までということでもありますけれども、その分が、その区ではもう使ったけれども、まだ欲しいが、ほかの区が余っているよと、減額にならないような形で横の調整というのはなさっておられますか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回、防犯灯減額をお願いしているところでございますけど、当初予算で300本予定をしておったところですけど、入札等の関係で300本切るような形で入札が行われております。それで、一旦減額になり、契約額としては減額になったところでございますけど、最終的には増額の変更をいたしまして300本になるということで今回300本を工事で取り付けを行っております。ただ、120万円がどうしても、変更額が大きかったということで最終的に300本つけたということで今回は120万円の減額をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

それでは、各区からの要望は満たしたということで考えてよろしいわけですね、入札減だけということで。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

区からの要望どおりで実施をいたしております。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に19節、山下議員。

○9番（山下芳郎君）

それじゃ、19節の老朽空き家対策事業であります。これにつきましては、該当がなかったということですけども、現在、危険空き家というのは全体的に嬉野市は何件の把握をなさっておられますか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

4件ということしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

嬉野地区、塩田地区わかりましたら、その4件のうち示していただきたいと思います。

その4件が今回の状況には対象にならなかったということですか。それともほかの理由があるんですか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

塩田、嬉野、各2件ずつになります。

それと、今回は助成の対象、受ける方の該当がなかったということでございます。

以上です。（「ちょっと聞きにくかった」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

もう一回お願いします。

○総務課長（辻 明弘君）続

今回、補助金の交付要綱がございますけど、補助を受ける申請がなかったということでございます。

以上です。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

29ページの一般管理費の委託料、職員の健康診断でありますけれども、簡単にいきたいと思います。

当初426万円計上されて今回100万円減額された、その要因をお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回、入札を行いまして、26年の業者とかかわった業者ということになりまして、その結果、入札の価格が、単価が落ちまして、今回減額となっております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

すみません、もう愚問で幼稚な質問で申しわけないんですけども、これは健康診断等においても入札という形をとっておられるのですか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今年度、27年度から入札すべきだろうとなってきておるということで今回入札を行いました。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、同じく29ページから30ページまでの1項、総務管理費、6目、企画費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

私は、財産管理費ですね、25節、積立金、基金運用については、いろんな考え方があると思いますけど、まず主要な事業の説明書の1ページ、その他参考となる事項の中で、県債についても、2月1日のあれで売却したと記述がありますが、金額的とか、その辺の内容はどのように詳細はなっているんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（田口好秋君）

会計管理者。

○会計管理者（井上親司君）

お答えいたします。

ここには記載しておりませんが、県債は2億円となります。売却代金と合わせまして2億467万4,438円の売却額となっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

私の質問の要旨に書いてありますけど、この運用に関しては、委員会の中でもいろんなさまざまな意見が出されたと思います。そういう中で、考え方の違いでしょうけど、ここにも書いておりますけど、私はこういう国債、そういう買いかえですよ、こういうことが一般で言われたらマネーゲームのような感じがするんですけど、そういうのを行政が行うのは行為としてちょっとおかしいのではないかという気がしたものですから、こういう質問をしておりますけど、その点はどのようにお考えですか。

**○議長（田口好秋君）**

会計管理者。

**○会計管理者（井上親司君）**

お答えいたします。

公金ですね、ましてや数億円という単位になりますので、これを運用するということにつきましては、当然、議員御心配されるのも私も理解できます。マネーゲームと言われますが、マネーゲームというと、そのリスクを考えながら大きな利益を得る、そういうふうには理解しておりますが、この国債というのは、国が期間中の利息と償還日での額面での買い戻しを確約するものです。ですから、そういった意味で紙くずになるような信用リスク、そういったものはありませんので、マネーゲームには当たらないというふうに考えております。

また、資金運用につきまして、国との考え方ですが、地方財政法というのがあります。これの第4条の3で、積立金は銀行その他の金融機関への預金、国債、その他の確実な方法で運用しなければならないという規定があります。国が認める適切な運用方法であるというふうに認識をしております。

また、最近の動きですが、国債運用の先進事例につきましては、全国から多くの自治体が視察に来ております。そういったことで、今後こういった運用される自治体が全国的にふえていくというふうに思っております。

それから、基金本来への目的への影響ということになりますが、これは基金ごとに国債運用しても影響がない範囲で額を決めております。さらに、予想し得ない基金の取り崩しとか、急激に金利が上昇した場合にしばらく凍結する、そういった可能性もありますので、その間には基金間での融通を行うということで、そういった規定を設けて対処するようしております。

最後に、錯誤等も心配されると思いますが、これにつきましては、いろいろな安全策を、今回、手順として債権運用指針を改めまして規定をしております。

今回のこの国債運用につきましては、厳しい経済環境の中で貴重な財源を、自主財源を少しでも得ようとするために、自治体に現在求められております必要なスキルということで御理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

いいですか。（発言する者あり）

次に、大島恒典議員。

○12番（大島恒典君）

今度、地域公共交通会議委員費が減額になった理由をお聞きしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えいたします。

地域公共交通会議は、地域公共交通活性化協議会と合同で開催をいたしましたので、委員報酬につきましても、地域公共交通活性化協議会予算から支出をしていたものでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

わかりました。

1点だけですけども、けさの新聞にも載っておりましたけれども、新幹線リレー方式がほぼ確実じゃないかと思っております。そういった中で、新幹線駅を生かした2次交通ですね、そしてまた、乗り合いタクシーの路線変更、ルート変更の問題もあります。そういったこともありますので、今からなるだけ、とにかくリレー方式になった場合、嬉野温泉が非常に不利な状況に置かれると思っておりますので、その辺に関して活発な議論をしていただきたいと思いますと思っておりますが、その辺について。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

新幹線の開業に伴いまして、非常に2次交通の重要性が増してくると思っております。この辺は十分に協議を今後続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

25節。大島議員。

○12番（大島恒典君）

それでは、積立金ですけども、先ほどの山口議員の質問でもう理解したわけですけども、1点だけ。この運用については会計管理者が行われるということで認識しとってよろし

いですか。

○議長（田口好秋君）

会計管理者。

○会計管理者（井上親司君）

お答えいたします。

会計管理者が行うということであれば、これは厳密に言えば会計課で行うというふうに御理解いただきたいと思います。支出とか収入に関する決定は、制度上市長の守備範囲になります。会計管理者は補完、あと、その審査、そういったものが担当となりますので、基金、こういった運用に関しましては、市長の命を受けて会計課長が行うというのが正確な制度上のことだというふうに認識しております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

わかりました。今度の運用につきましては、私は賛成のほうでおります。こういった国債の運用ということで、元本保証ということでリスクはないわけですね。そういったことでしっかり運用していただきたいと思います。

以上。

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

あらかじめ理解をいたしましたけれども、ただ、今回はうまく運用されたからよかったわけなんですけれども、そこら辺の運用に関する規定、規則というか、これはどこを見ればよかったのか、私、全然それを見つけ切らなかったんですね。こういうことに関しては、きちんとした形で定められてありますか。

○議長（田口好秋君）

会計管理者。

○会計管理者（井上親司君）

先ほど申し上げました指針、この中で一定の規定はしておりますが、実際の運用に際しては、売却する際の目安、例えば利息が4年分相当を超えるような売却益が出た場合とか、そういったものは内規という文章化はしておりませんが、上司ともその辺の目安というか、そういったものは設けております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

きのう必死になって私探したんですよ。でもそういうことが見つからなかったの、今後については、やっぱりきっちりと規則かなんかで定めておかないと、冒頭申しましたように、うまくいった場合にはいいんですけど、うまくいかなかった場合については誰が責任をとるのかというふうな問題にもかかわってまいりますので、少し御検討をいただきたいというふうに思います。

もう1つは、今回、20年ものの利回り、大体どれくらいですかね。そして、言いましょかね、20年ものの利回りで0.305ですよ。これが今30年債の利回りが0.460になっております。今回20年債をお買いになったわけでありましてけれども、今後30年債等についても、この文言に書いていますように、「20年国債の切りかえを図るために」というのがありますけれども、もう30年国債、これはもう売却は途中でできるわけですので、そこら辺の利回り等考えたときに、その購入するお考えがあるのかどうかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

会計管理者。

○会計管理者（井上親司君）

まず、最初の御質問ですが、きちんと制度化するということについては当然必要だと思いますので、先ほど申し上げました内部的なそういった数値の目標とか、そういったものもしっかり文書化していきたいというふうに考えております。

それと、利回り等につきまして、30年債の運用についてどうかということになりますが、やはり流動性リスクという面で長期保有について若干の懸念があります。30年債の利回りと20年債の利回りを比べると、やはり年数の割には非常に20年が有利であるということを考えておりますので、そういった2つの面から、当面20年債を中心に運用すべきであるというふうに判断しております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

非常にこれも初心者みたいな質問で申しわけないんですけども、この財産運用の分で、結局、積立金、これは運用ということで合併振興基金運用1,611万4,000円計上されておりますけれども、こういうものについては、当初で科目存置かなんかしなくてもこういう形でできるんですかね。

○議長（田口好秋君）

会計管理者。

○会計管理者（井上親司君）

その問題につきましては、財政とも協議をかなり行いました。先進事例なんかも参考にしておりますが、やはり結論としては、毎年見込めるものではなくて、売却益が出る年出ない年、なかなかこれが予定が組めないということで、今回と同様、発生したときに科目まで含めて補正をお願いするというところで今考えているところです。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

13節はいいですか。（「何やったかな」と呼ぶ者あり）委託料。（「委託料は国際交流事業かな」と呼ぶ者あり）山口要議員。

○17番（山口 要君）

これは小さい数字なんですけれども、国際交流事業で48万4,000円減額されております。この理由だけお答えをいただきたいと思います。委託料の、30ページの上から2番目。

○議長（田口好秋君）

減額要因。うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（宮崎康郎君）

ちょっとすみません。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（宮崎康郎君）

お答えいたします。

48万4,000円の減額につきましては、嬉野温泉文化交流事業ということで、中国の遼陽市のほうに訪問いたしましたけれども、その確定による減額でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

と思っておりました。これは市長にお尋ねしますけれども、これは来年度の当初になるのか。そしたら一点だけ。今、県が遼寧省との交流事務所をもう閉鎖いたします。今後につい

て市長がどうお考えになっているかということだけお尋ねをしたいと思います。嬉野市として。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

今回、県の国際交流の、いわゆる事業を一本化していきたいという意見もあらわれて、遼寧省と、もう1つは上海地区の分については一般的な国際交流の中で取り組んでいくという形になるわけでございますけれども、私どもといたしましては、今まで積み重ねたこともございますし、もう1つは、今、嬉野高校、塩田工業を、これはまた新年度も遼寧省と国際交流事業を続けていくということでございますので、私どもとしてはもう支援をしていきたいということで、そういう意味で交流は続けていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

次に、同じく30ページの1項、総務管理費、8目、情報管理費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、森田明彦議員。

○5番（森田明彦君）

それでは、質問をいたします。

30ページで、説明書では2ページに掲げてあります。情報管理費、委託料でございます。これは、自治体情報セキュリティ強化対策事業ということで、今回、補正で上がってきたわけでございますけれども、説明によれば、来年7月にもう稼働予定で今回上がったと、導入予定でございますけれども、いわゆるテスト期間まで含めて十分間に合うのかどうか、まずその点を御確認させてください。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

平成29年7月からという期限もございますので、これに間に合うように整備をしていきたいと考えております。スケジュールといたしましては、28年12月末までに環境整備を行いまして、29年1月から3月までをテスト期間ということで考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

森田議員。

○5番（森田明彦君）

いわゆる全国の対象自治体は当然こういう対策をされているということで、その中で間に合いますかというちょっと質問をしたところでございます。当然、今年度も、同じ名称ではないにしても、同じような対策が28年度もまた考えられるのかどうか、一応その点だけ教えてください。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

この分につきましては、国の補正予算に伴いますもので、繰越事業と。28年度に繰り越しということで、各自治体、全国の自治体が取り組んでいくわけでございます。嬉野市におきましても、インターネット業者、その環境整備を行ってもらっています業者さんにスケジュールを合わせながらやっていくように、とにかく間に合うようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

これは、委員会の中で説明を受けましたので、取り下げます。

○議長（田口好秋君）

次に、31ページの2項、徴税費、1目、税務総務費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。森田明彦議員。

○5番（森田明彦君）

質問いたします。

31ページです。職員手当等で今回300万円の減額が生じておりますけれども、手当の減額で、いわゆるそのほかの共済費等までの影響がなかったのかなと思ひまして、そちらのほうの発生はなかったですかというお尋ねでございます。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回の人件費の補正、3月に補正を行っておりますけど、主に育児休業者の分の減額を行っております。この税務総務費についても該当いたしますけど、休業中も事業所の負担の共済費につきましては費用がかかりますので、今回、減額を行っておりません。12月に税務総務費の共済費については補正で減額をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで、歳出、21ページから34ページまでの総務費についての質疑を終わります。

次に、歳出、35ページから39ページまでの第3款、民生費について質疑を行います。

初めに、35ページの1項、社会福祉費、3目、老人福祉費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。織田菊男議員。

○15番（織田菊男君）

私は、19節の負担金、補助及び交付金について質問いたします。

社会福祉法人等による利用者負担軽減事業について質問いたします。

負担軽減はどのような福祉にするものですか。また、事業内容はどのようなものでしょうか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（田中秀則君）

お答えをいたします。

社会福祉法人等による利用者負担軽減事業というのは、そもそも社会福祉法人の利用促進のためのものがございます。それで、低所得で生計の困難な利用者に対しまして介護サービス料の軽減を行った社会福祉法人に対し、その一部を助成するものがございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

織田議員。

○15番（織田菊男君）

この事業を行う法人は市内でどこですかね。それから、これは金額が14万円ですから、そう大きいことはできないと思いますが、どのような形で行われるか。そしてまた、年齢は大体どのくらいの方、それから対象者は何名ぐらいになりましたか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（田中秀則君）

お答えをいたします。

この対象の社会福祉法人については1カ所でございます。それで、対象者と言われましたけれども、これは介護サービスでございますので、介護サービスを利用されている方が対象ということになっております。それで、今現在、その対象となる方は、在宅で利用されている方が8名。それで、施設の利用者が7名ということでございます。

以上でございます。（「事業所名わかる」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

1カ所の名称。

○福祉課長（田中秀則君）続

その福祉法人という1カ所の事業所名ということでございますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですか。その名称というのは、社会事業の助成会でございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、同じく35ページ、1項、社会福祉費、8目、臨時福祉給付金費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

私は、35ページの臨時福祉給付金費、19節の補助金でお尋ねします。

こちらは対象者の方に6,000円の給付金とありますけれども、まず1,152万6,000円の減額になっております。まず、この給付金の対象者数と申請者数、それと給付率をお伺いします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（田中秀則君）

お答えをいたします。

対象者数については、全体で6,974名でございます。それに対して、申請者数については5,341名でございます。それで、最終的に28年2月末現在でございますけれども、給付率は76.66%でございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今の給付率が76.66%ということですが、この減額の要因はどういうことでしょうか。やっぱり本当は100%に近いほうがいいと思うんですが、それと給付は、確認ですが、3月いっぱいということですかね、給付の期限というかですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そしたら、減額の理由を、どうしてそういうふうに申請者が少なかったのかをお伺いします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（田中秀則君）

お答えをいたします。

この対象者数の6,974名のうちには、生活保護者の方、それから課税者の扶養の方、それから辞退の方がいらっしゃいます。その方たちが全部で280名程度、実際いらっしゃいます。そうしますと、その給付率は若干上がりまして81%ということになるわけですが、こちらのほうでも最終的に催促ということで、申請されなかった方については1カ月前ぐらいにまた再度のお願いを、通知をやっておりますけれども、それについては、もうどうしてもなかったということに対しては、ちょっとこちらのほうでもどういう理由なのかがわかりませんが、あと施設とかなんとかに入っている方については、後ではっきりしたところでまたお出しをしていますので、そのあたりはわかっていますけれども、最終的な原因というのはちょっとこちらのほうでは把握しかねます。

以上でございます。

**○議長（田口好秋君）**

増田議員。

**○4番（増田朝子君）**

280名の方が対象者外ということですが、前年度も給付金があっただけで、前年度に比べての給付率、前年度の給付率とかをお伺いしますとともに、申請時とか給付時のときのいろいろ問題とか課題はなかったでしょうか。

**○議長（田口好秋君）**

福祉課長。

**○福祉課長（田中秀則君）**

お答えをいたします。

すみません、ちょっと先ほどの生活保護者、課税者扶養、辞退の数が280名と申しあげましたが、380名でございます。失礼しました。380名です。それを除いたら81%ぐらいになるということでございます。

それからもう1つ、前年度と比較しますということですが、前年度は支給率が76.12%ということでございますので、若干数字的には上がっているというふうなところでございます。

それから、よその、例えば、市外にいらっしゃる方とか、いろんな事情でいらっしゃる方については、こちらのほうも把握できる範囲でそちらのほうに通知を差し上げまして、給付をできるだけしていただいているという状況でございます。

以上です。（「問題点とか課題は」と呼ぶ者あり）

問題点については、やはり多量な事務のやりとりというか、通知をしている関係で、相手の方はこちらにやっただけで、しかし、こちらとしては受け取っていないと。そういうトラブルが少しありましたけど、そういうのが大きな、一番問題点としてはそういうのがあるのかなと。それから、それに対しての事務については、かなり事務としては大きな負担ということ

になっておりますので、ちょっとそれで少し事務量がふえて大変だったなという記憶はしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

大体的内容はわかったんですが、一点だけお聞きをいたします。

今、先ほど課長の答弁でいきますと、7,300人という対象者というふうに関ここにあるわけですが、実質対象者は6,974名ということで、先ほど言われた、いわゆる課税対象者だとか、そういった方を引いて、実際が6,974名ということで理解してよろしいのかというのが1点と、それと実際、76%というふうな数字をおっしゃったわけなんですけど、ちなみに参考までに近隣の自治体等々のデータ等を持ち合わせておられましたら、そこまでお示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（田中秀則君）

お答えをいたします。

最初の当初予算で7,300名というのは、前年度の関係の部分で7,300名と予算化しておりますけど、最終的に私が申し上げた6,974名というのは実質の数ですので、そちらのほうの部分で最終的には正しいということで、少し多目に予算としてはしておいたという状況でございます。

それからもう1つは、近隣の市町の状況については、ほぼそのくらいだろうということで、正式には把握しておりませんが、大体同じぐらいというふうにはちょっと聞いております。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

委託料は、13節はいいですか。（「いや、もういいです」と呼ぶ者あり）

次に、36ページの1項、社会福祉費、9目、年金生活者等支援臨時福祉給付金費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

年金生活者等支援臨時福祉給付金についてお尋ねします。

説明書では8ページになります。こちらは今回の補正で1億500万円と補正が上がっておりますけれども、こちらの申請、来年度に繰り越しとなると思いますけれども、申請時期と給付開始の時期をお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（田中秀則君）

お答えをいたします。

これも合同常任委員会の際に説明を申し上げましたけれども、国の補正予算ということで、全国共通に3月補正にどこの自治体でもしているということでございますが、これについては一億総活躍の一つであるということで、繰り越しをしていくというふうなことでございますけれども、この部分についてはできるだけ早くということでございます。それで、申請時期については、これについては杵藤広域の中である程度統一化をされておりまして、いろんな通知文とか、そのような形を出さなくてはいけないということで、申請時期については5月中旬から8月中旬の3カ月間ということで予定をしております。それで、給付開始については6月末からの予定でございまして、大体9月末までということを予定しております。また次の新年度の分がありますので、そういうことで、今、予定をされております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今、申請時期を5月中旬から8月中旬、給付開始を6月末から9月末ということで御答弁いただきましたけれども、こちらで、やはり先ほどの臨時給付金も一緒ですけれども、事務的なことが大変かと思っておりますけれども、また来年度の給付金が入ってくる。その対象者の方がちょっとこう、また年齢も違いますけれども、何か迷わない、戸惑われないように、広報とか、あとちょっとこう、多分いろいろな問い合わせとかあるかと思っておりますけれども、そういった対応とか、そういったのを周知の方法とかはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（田中秀則君）

お答えをいたします。

これにつきましては、臨時福祉給付金もございました。それからまた、今回、新しい年金生活者等支援臨時福祉給付金ということで、段階的に徐々にありますので、それについては防災行政無線、市報、それから回覧のチラシ等で、できるだけ皆様に周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

それでは、質問をさせていただきたいと思いますが、非常勤職員2人を雇いというふうに書いております。要するに、今回この事業、国のほうからどういうことか、急にぽつと3万円ずつやりますというふうなことで27年度の補正ということなんですが、ここに来て、私が思ったのは、先ほど5月から8月の申請をして、6月末から給付というふうな説明でございます。そういう中で、非常勤職員の5カ月掛け2名とあるわけですよね。ここら辺の職員の採用等がいつからなのか。今の時期、この補正で上げて、果たしてそこら辺のタイムラグ的に、スケジュール的に、どうも非常に難しいといえますか、そこら辺があったものですか、その非常勤職員あたりの5カ月分というのと、そこら辺の説明をタイムスケジュール的に説明させていただきたいというふうに思いますけど。

**○議長（田口好秋君）**

福祉課長。

**○福祉課長（田中秀則君）**

お答えをいたします。

通常であれば、臨時福祉給付金とかというのは年度中途でございますので、臨時職員という形で予算を計上させていただいております。しかしながら、今回、3月補正ということで繰り越しということでございますので、繰り越しで当初から行くということで、途中、8月までは年金生活者の部分。それからあと、9月以降につきましては、もう1つ新年度予算で出てきます遺族年金とか、そちらのほうの、またもう1つの部分の事務が発生をいたします。そういうことで、それにつきましては県ともやりとりをしまして、通常、もう1年を通じての雇用という形もいいということで御承認いただいておりますので、今回は非常勤職員ということで、今回の職員採用試験ですかね、そちらのほうにもしていただいて進めておる次第でございます。そういうことで、1年間を通じての雇用という形でやっております。

以上でございます。

**○議長（田口好秋君）**

田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

大体わかりました。

一点だけお聞きをしたいんですが、要するにこれは国庫補助金として100%補助なんですが、通常、例えば、今、課長のほうは5月中旬から8月までにして、6月末から順次給付をしていくということなんですが、要するに、この財源といえますか、給付をするための財源というのは確実に入ってから支払うんですか。それとも、支払った後に幾ら支払いましたという形なんですかね。参考のためにお聞きしたいんですけど。

**○議長（田口好秋君）**

福祉課長。

○福祉課長（田中秀則君）

お答えをいたします。

これについては、臨時福祉給付金の場合も同様でございましたけど、一応事務は事務としてやっていきますけれども、最終的には概算で国のほうからいただきます。最初に前払いという形で、後で概算金で来るんですけれども、そして最終的に、例えば、年度をまたがりますと、後で最終的に精算ができた段階で残った分については返還をすると、そういう形をとっております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そしたら、いつごろというか、入金が概算として入るといのは大体いつぐらいになるんですか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（田中秀則君）

お答えいたします。

概算は、もうある程度の数字は決まっておりますので、年度当初ぐらいには来るかというふうに思っております。最終的に精算の段階はちょっとまだわかりませんが、今のところ概算としては年度超えて当初ぐらい、四月、五月ぐらいに来るんじゃないかというふうに考えております。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

2人の議員の質問で私の質問は大枠理解いたしましたけど、一点だけ確認させていただきます。

今年度の、今、安倍首相の肝いりの一億総活躍社会ということで、こういった形があっっていますけれども、申請主義、申請に基づきということで御答弁があったんですけれども、その中で今回が3,500人ですか、あります。3,500人というのは行政のほうで把握している大枠の人数じゃないかと思っておりますけれども、その分で実際申請に至らなかった、もしくは知らなかったということがないように、せっかくこれだけありますので、交付金で100%出ていますのでしっかりと浸透を図っていただきたいと思っております。

また、来年度は障害・遺族年金等々の該当者もありますので、非常に私もこんがらがっております。内容は似ているけれども、ちょっと違うという面ありますので、一般市民にはぜひ浸透徹底をしていただいて、フォローができるような形でお願いをしたいと思います。

それと、マイナンバーが始まって、ことしから始まっていくんでしょうけれども、その兼ね合いというのは直接はないんですかね。その情報の把握の中で。

以上です、どうぞ。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（田中秀則君）

お答えいたします。

この分についてはちょっと私もあれですけど、マイナンバーとの関連についてちょっと存じ上げません。今のところは特にないかというふうに思います。

以上です。（発言する者あり）

それから、実際にもらえないというか、そういうようなことがないように、先ほども申し上げましたけれども、いろんな機会を通じて周知等を徹底したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

元気な高齢者が一番いいんでしょうけど、中にはいろんな自分の、体の問題を含めて、キャッチできないという方に、明らかに3,500人の中に、申請者と話す中で、この方もそうだという分がわかりましたら、これはあえて市のほうからそういった形でこういった分がありますよということをお知らせすることはとられますか。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（田中秀則君）

お答えいたします。

こちらでは、先ほども申し上げましたけれども、28年度中に65歳になられる方ですよね、この方たちに非課税世帯については3万円ということで3,500名という試算をしているわけでございますけれども、この方たちについては、あくまでも申請主義というのは基本としてしていかななくてはいけないというふうに思いますが、それについては先ほども申し上げましたように、例えば、施設にどこかに入所をされたとか、そういうことについてはできるだけ把握をして、もらえるものはもらえるような形をとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

国のほうが、一億総活躍担当大臣を含めて、関係大臣が示しておられますけれども、実施方法は、今、できるだけ費用、事務面で、両面で、できる限りの簡素で効率的な方法で支給をするということ書いてありますが、いろんな面で戸惑いもあるかと思えますけれども、そこら辺を国が示しておられる形で、問題は該当者に100%に近い状態で支給するというのが旨でありますから、再度確認をします。

○議長（田口好秋君）

福祉課長。

○福祉課長（田中秀則君）

お答えいたします。

100%が本来の姿でしょうけれども、いろんな事情であるかというふうに思いますが、努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

議案質疑の途中ですが、ここで13時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（田口好秋君）

それでは、休憩前に引き続き議案質疑の議事を続けます。

3款. 民生費、2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

それでは、37ページの民生費について質問をいたします。

当初予算の事業説明書の65ページ、昨年度の新規ということで利用者支援事業ということであるわけですが、今回、補正で非常勤職員の共済費等々、ほとんど減額ということで補正が組まれておるわけですが、この減額の理由についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

この事業につきましては、今年度から子ども・子育て支援の新制度が開始されたというこ

とで、国、県の補助事業として実施されたものです。内容につきましては、専門の職員を配置しまして、子育て支援の情報提供とか、必要に応じた相談、助言、さらには関係機関との連絡調整等の事業を行うというのが事業内容であります。嬉野市としましても、国、県の補助事業ということで、子育て支援の充実を図るために事業を実施したいということで手を挙げたんですけど、結果的に国、県の事業採択がおりなかったということで、今回、減額補正ということで計上しているところです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そしたら、当初予算を組んでいたけれども、国、県からの採択がおりなかったということですか。ちょっと意味がわからなかったんですが、それは例えば、やろうとしたけれども、採択がおりなかった。採択がおりなかった理由というのは、じゃ、どういうことなんだろうかね。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

理由としましては、国の予算以上に手を挙げる自治体が多かったということで、その中で国のほうで中身の精査をもとに採択できない市町村が出てきたということだと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

嬉野としては、採択がおりなかったからやらなかったということでの今回の減額なんですけど、これがいつごろ採択ができないということだったのか。今になって、ここまできていわゆる減額ということじゃなくて、そうであるならば、もう少し早い時点での減額補正というのが本当は必要じゃなかったのかということと、それと、確かに国、県の補助があつての子育て支援ということだろうというふうに思うんですが、1年間のこういった非常勤の職員を雇っての事業ということで、市として仮に補助金等がなくても本当にやらなければならない事業ということであるならばやって、その後、いわゆる補助金というか、国、県からの補助という形になるんじゃないかなという気がするわけですね。ですから、そこら辺でどういうことだったのか、この2点、最後にお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

事業採択の可否につきましては、夏ごろだったと記憶しております。所管としては、当然今度新しく支援制度が始まったということで若干戸惑いとかもありましたし、そういったところで子育て支援の充実を図るためにはぜひ取り組みたいということで手を挙げたところですけど、結果として採択されなかったということで、単独事業でも所管課としてはやりたい気持ちはあったんですけど、やはり全体の財政的なことを考えれば、今回減額せざるを得なかったということです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

今、田中政司議員と同じ質問ですので、取り下げた経緯なり内容は理解いたしました。そのことで、それを当てにしているというか、予定していて、年度末になってとれなかったということで、現場での戸惑いなり混乱というのはなかったですか。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

この事業につきましては、先ほど申しましたように相談業務等を中心とした事業でありまして、当然、新制度に移行した場合、そういった相談件数とかが増加するものと見込んでいたわけですが、新制度に移行しましても、嬉野市自体が保育園とか幼稚園そのままの状態はまだ移行しておりませんので、特にそういった相談件数とかが増加したということもありませんでしたし、担当の職員で十分対応できたというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

私、これ全般で通して質問していますがけれども、利用者支援事業並びに地域子育て支援拠点事業、そのほか一時預かりとかが減額になっているんですけども、この国からの補助金が今回採択できなかったのは事業者支援事業を含めてほかにもあるのか、確認いたします。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

採択にならなかったのは利用者支援事業のみです。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

それでは、これは当初でもいいんでしょうけれども、28年度におきましては事業者支援事業は計上されていないように見えますが、また年度途中でも復活というかな、申請をされる用意があるんですか。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

今、議員言われたように、28年度当初予算には計上しておりませんが、国の事業採択が見込まれる場合には、途中からでも手を挙げて申請はしたいと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、同じく37ページの2項、児童福祉費、2目、母子父子福祉費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

20節の扶助費で母子家庭自立支援給付金事業についてお尋ねします。

こちらは353万8,000円の減額になっております。まず、その減額の理由をお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

この事業につきましては、国の4分の3の補助事業でありまして、毎年実績として数名ずつ上がっていったという経緯がありまして、27年度当初予算におきましても継続の方が1名いらっしゃって、その方の分も含めて4名分の予算を計上しておりました。その継続の方につきましても、前年度末で終了、辞退というか、途中でやめられたこともありますし、新規の申請が今年度は1件もなかったということで、今回、大幅な減額補正を計上したということでもあります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

こちらの事業はひとり親家庭の方のための事業と認識しておりますけれども、この事業自体はひとり親家庭の保護者の方が、親の方が手に職を持つということは本当に素晴らしい事業と思うんですけれども、この事業に本当にそういう申し込み申請者がなかったということですが、周知的にはどのようにされていらっしゃるのかということをお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

周知につきましては、市のホームページにも掲載しておりますし、制度の内容が変わったときには市報とか回覧とかでも周知を行っております。さらに児童扶養手当の現況届が毎年8月にあるわけですが、そのときにこの助成制度についての説明とか相談に応じているところですが、

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

給付の申請時に相談に応じていらっしゃるということですが、そのときに相談されるときに何が原因で、そういうふうな申請をされようと思っていらっしゃる方はいらっしゃると思うんですけれども、何が支障になっているんでしょうかね。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

先ほど答弁しましたように、過去には3名から5名の方が毎年この事業を利用されていたわけですが、今年度に限っては1人の利用もなかったということで、何が支障になっているのかということにつきましては、ちょっとそこまでの分析はできておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで歳出35ページから39ページまでの第3款、民生費についての質疑を終わります。

次に、歳出40ページから42ページまでの第4款、衛生費について質疑を行います。

初めに、40ページの1項、保健衛生費、2目、健康増進費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、織田菊男議員。

**○15番（織田菊男君）**

40ページ、19節、負担金、補助及び交付金について質問いたします。

この中で、高齢者はり、きゅう等助成事業について質問いたします。補助を利用して利用できるはり、きゅう院の市内部、それから外部の院数、それから治療を受ける方の一番多い故障の場所、治療の場所ですね。それから、おのおのの治療で1回当たりの金額は違うと思いますが、一番高い金額と一番安い金額、平均は大体どのくらいでしょうか。

**○議長（田口好秋君）**

健康づくり課長。

**○健康づくり課長（染川健志君）**

お答えいたします。

最初の質問の高齢者はり、きゅう等の助成事業を行っている事業者ですけれども、市内には14カ所、それから市外には9カ所ございます。あと、故障している箇所、治療している箇所のところですが、一番多いのは腰のほうですね、腰、肩が一番多いです。それから、金額的には、この高齢者はり、きゅう等助成事業につきましては、1回当たりの助成額は年齢に関係はございません。はり、きゅうのどちらか1つを行う1術の場合が700円、それから、はり、きゅう、マッサージのうち2つか3つ行う2術あるいは3術の場合が900円となっております。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

織田議員。

**○15番（織田菊男君）**

1つの治療で大体何回ぐらい通院されますか。はり、きゅうは大体高齢者の方が定期的に通院をされるのが多いということを聞いておりますが、これは大体内容的にはどのようになっていますか。

**○議長（田口好秋君）**

健康づくり課長。

**○健康づくり課長（染川健志君）**

治療を受けている方の分析は行ってないんですよ。というのは、助成があって、それで先ほどのはり、きゅうを使うということで700円と900円ということで助成しております。それで、大体、今回補正でお願いしているのが予定として2,130件ということで見込みを立てさせていただいております。この方々が何回使っているかという分析までは行っておりません。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

次に、田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

40ページの委託料ですね、がん検診事業の増額の130万円ということではありますが、非常によいことだろうというふうに思うわけですが、ここは説明書を見ますと、要するに集団検診の子宮がん及び乳がんというものがあるわけですが、データ提供というのがあるんですが、ここら辺の増額の要因あたりを説明いただきたいと思います。

**○議長（田口好秋君）**

健康づくり課長。

**○健康づくり課長（染川健志君）**

お答えいたします。

今回の補正につきましては、対象者のうち今年度に受診された方が当初見込んでおりました人数よりも多くなっております。内訳の主なものとしては、20回実施をいたしました集団検診のうち、子宮がん検診において、1回の受診日に41人以上受診がある場合の人数を250人と見込んでおりました。それに対して、55人ぐらい増加をするということで、305人ということで予定をしております。

それから、乳がん検診については、当初、全体で730人ということで見込んでおりましたけれども、受診者に対して160人ぐらい増加をするという見込みを立てまして、大体890人程度の受診者が見込まれるということで今回補正のほうを計上させていただいています。

それから、最後のデータ提供料ですけれども、これについては検診機関からデータ提供料が当初、要精密の方だけの大体500人の分で、1人1件ということで積算をさせていただいておりましたけれども、これにつきましては、検査項目、全人数の分のデータ提供料が必要ということで、件数が増加をしたために今回の増額となっております。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

要するに41人以上の検診で人数もふえたわけですが、130万円のいわゆる内訳といいますか、要するにデータ提供料がかなり一気に500件から8,000件って、ここら辺が大きな要因なのかどうなのかというのをお示しいただきたいと思いますけど。

**○議長（田口好秋君）**

健康づくり課長。

**○健康づくり課長（染川健志君）**

お答えいたします。

先ほどがん検診の関係の対象者の増に伴うということで、子宮がん検診につきましては増

額を見込んでおりました、その分が15万6,750円、それから乳がん検診ですね、乳がん検診につきましては78万2,880円ということで増加をしております。もう1つのデータ提供料、これにつきましては18万円の増というふうになっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、同じく40ページ、1項、保健衛生費、8目、環境衛生費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

40ページの環境衛生費の旅費なのですが、12万円の全額減額補正ということなのですが、これについての説明をお願いいたしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えいたします。

この旅費につきましては、東京のほうで水資源保全の全国自治連絡会の総会及び研修会ということで12万円の計上をさせていただいておりましたが、まず、研修会については、今年度がちょっと中止というか、なかったということと、総会につきましては、同日程でどうしても出席ができなかったということで、やむなく出席ができないということで全額減額の計上をさせていただいている次第でございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

これで歳出40ページから42ページまでの第4款、衛生費についての質疑を終わります。

次に、歳出43ページから45ページの第6款、農林水産業費について質疑を行います。

初めに、43ページの1項、農業費、3目、農業振興費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

今回、青年就農給付金750万円減額がされております。説明では4名の離農者、そして、新規が夫婦1組ということでの説明がありましたけれども、もう少し詳しい御説明をお願いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えいたします。

まず、4名の離農者等でございますけれども、1名が本人の家族より給止届が提出されて

おりまして、もう農業が一時期できないということがございます。それと、その次に、お勤めの方は完全に離農をするという意向を書類として出しておられます。それと、もうお一人の方は年に2回、就農の実績報告を1月と7月に提出をさせていただいて、審査をしておりますけれども、その中で就農の従事される日数が不足しておられて、給付該当がしないということでこの方も給付を停止しております。それと、もうお一人の方が、相続をされて、譲渡所得があられて、この所得制限が250万円以上の所得があれば給付を停止ということになっておりますので、その方がお一人おられると。計4名の方が離農等で給付を停止しておるところでございます。金額といたしまして、前段の3名の方が150万円の3名ですね、それと先ほどの所得制限の方が75万円、それと新規で夫婦の方が申請があるかもわからないということで予算化しておりました225万円、その分を合計いたしまして750万円を減額しております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

譲渡の分、所得制限とか、それとかあるいは実績が足らなかったということについては理解はできるわけなんですけれども、前段の2名の方ですね、離農、お二人とも大体離農ですけれども、ここら辺については、これが10年以上もたってからだと話がわかるんですけれども、ただ単に2年ぐらいの間でそこら辺のところが審査する時点で予測ができなかったのかどうかということを考えるんですけど、いかがですか。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えいたします。

その2名の中の1名の方は後ほどお答えをしてよろしいでしょうか。もう1名の方は、認定が1年、平成26年1月から就農をされておまして、鋭意努力をされておったかと思えますけれども、最終的に結果としては、やはり就農を続けていける状態ではないということで本人が判断をされたということで、今回、給付停止ということになっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

あんまり深くは言いませんけれども、やはり国の制度だからということで、ここら辺のところはやっぱりある程度補助金として交付をする時点で、本人確認等を含めて行っていただ

きたいということだけを要望して終わります。

○議長（田口好秋君）

次に、同じく43ページの1項、農業費、4目、茶業振興費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

それについては理解いたしましたので、取り下げます。

○議長（田口好秋君）

次に、同じく43ページの1項、農業費、8目、畜産業費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、森田明彦議員。

○5番（森田明彦君）

質問をいたします。

43ページの負担金、補助及び交付金のほうですね、死亡獣畜処理対策事業で27年分、1月から12月までの1年分を見ますと、豚で537頭、牛で23頭という処理の実績になっておりますが、この死亡に至る主な原因が何か、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

死亡の頭数が増加した要因といたしましては、1月の例年になく大雪、それと気候の変動によりまして肺炎等の病気にかかるものが多かったというところもございます。それと、自然淘汰と申しますか、大体統計的には1割から1割5分の死亡頭数の中で圧死をするとか、そういうことも統計としては出ておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

森田議員。

○5番（森田明彦君）

ありがとうございます。全体の中では何%であるのかという疑問を私も持っておりましたけれども、大体1割ということでわかりました。

それと、いわゆる寒さ等ということでございましたので、原因についてはわかりました。

そしたら、今の何%ぐらいの割合というところもお答えいただきましたので、わかりましたので、結構でございます。

○議長（田口好秋君）

次に、増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

同じく今の森田議員の質問で原因等はわかりました。まず、こちらの処理場はどちらにありますでしょうか。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

現在、市内の農家の方が処理するために持っていかれるところは川棚町にあります業者のところでございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

皆さん川棚のほうにですね。畜産が死んだときに処理場へ持っていかれるんですが、この処理場はそれぞれが個人で持っていかれたりとか、業者のほうに頼まれて処理場に持っていかれるということでしょうか。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えいたします。

ほぼ各農家さんが自分で搬送をしておられます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、同じく43ページ、1項、農業費、9目、農業農村整備費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。森田明彦議員。

○5番（森田明彦君）

それでは、同じ43ページでございます。

この事業に関しましては、いわゆる当初の予算から51%の減額ということで、金額も相当大きいところですけども、原因と、それからいわゆる当初の見込みをされたときの積算の根拠とございますか、その辺をお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

まず、当初の予算につきましては、5地区の実施地区を想定しておりまして、予算化をしておりました。合計の予算として3,800万円。それで、国への要望も同額で行っておりまし

たが、昨年の7月に最初の国からの交付決定がまいりまして、減額をされてきたというところでございます。それにあわせまして、その5地区から3地区に減らして、実際、27年度の事業としては工事等を行っております。当初の予算化するときの金額の積算でございますけれども、うちのほうでの積算と、それと見積もりとを合わせまして予算化はしておりますところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

森田議員。

○5番（森田明彦君）

いわゆる国のほうからの削減というのが第一の要件ということですね。非常に積算する段階で難しいだろうなどは思いますけれども、今後やはり数字上の動きだけを見れば、こういう当初の積算をより慎重にやっていただきたいということで思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

これで歳出43ページから45ページの第6款、農林水産業費についての質疑を終わります。

次に、歳出46ページ、第7款、商工費について質疑を行います。

46ページ、1項、商工費、2目、商工振興費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。森田明彦議員。

○5番（森田明彦君）

46ページについてお尋ねをいたします。

今回、補償料ということで金額が上がっておりますけれども、数字、88件のうちのいわゆる設備資金、それと運転資金の割合はどのようになっていますか。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（宮崎康郎君）

お答えいたします。

88件のうち、設備投資が23件、運転資金が65件でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

森田議員。

○5番（森田明彦君）

はい、わかりました。本来なら設備のほうが多いのかなというふうなちょっと期待もしておりましたけれども、運転資金のほうが多いということ、はい、理解いたしました。

**○議長（田口好秋君）**

次に、同じく46ページの1項、商工費、4目、観光費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

**○17番（山口 要君）**

負担金の分ですけれども、ハウステンボス周遊観光協議会が20万円、佐世保沿線活性化協議会が17万8,000円、当初予算から丸々減額がされております。説明によりますと、ハウステンボスについては会議がなし、沿線活性化協議会についてはJR九州支社が設立できないというふうな説明があってございましたけれども、どうしてこういうことになったんですかね。結局呼びかけ人というのは、周遊観光協議会についてはハウステンボスですかね。そして、佐世保沿線活性化協議会についてはJR九州支社が呼びかけ人だというふうに理解をいたしますけれども、当然こういう形で会議をして活性化していこうということの中で、各沿線あるいは関連のところに予算づけというものをお願いしたというふうに思うんですよ。それが何も会議がない、設立できないということでこういう結果になるというのはいささか不可解なんですけれども、そこら辺の事情等を御説明いただきたいと思います。

**○議長（田口好秋君）**

うれしの温泉観光課長。

**○うれしの温泉観光課長（宮崎康郎君）**

まずもって、JRのほうからお話いたしますと、実はJRのほうからお話があって、負担金を当初予算に計上してもらって、協議会を立ち上げたいのということでお話をいただいた中で、結局、11月に各自治体を回って説明された話では、1市1町が予算化していないということで、結局、あとの残りの2市2町は計上してもらっているんですけどということだったので、それをお話ししていた中で、やはり一つは1市が、もう一つ、大村線の活性化協議会のほうにも加入されていて、ちょっとそこが二重になってしまうということで、どうしても協議会のスタンスには、趣旨には賛同できないということで、そういうのがございまして、成立ができなかったということで説明に来られたのが一つと、あとハウステンボスにつきましても、協議会の中でも事業がなかなかおこなわれているということで、協議会を開催してくださいという中で、やはり以前説明しましたけれども、要するにハウステンボスが業務が多忙であったということで事業設計そのものも立てていなかったということがあって、11月に会議を行った際に、どうしてももう27年度は事業をすることができないということで、おわびの言葉とともに、負担金は徴収いたしませんということでした。引き続き28年度も事業を計画及び実施することができないので、28年度も負担金は徴収しないという説明を受けております。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

山口要議員。

○17番（山口 要君）

ハウステンボスについては、完全にこけにされている状態じゃないですか。事業計画も何も上げていない中で、各協議会に予算づけだけしなさい、それはちょっとあんまりだというふうに十分に抗議すべき問題だというふうに私は思いますけれども。結局、それに対して向こうはどう言うのかわかりませんが、こういう形で行政が振り回されるというのは非常にいかんともしがたいというんですか、そういう気がいたします。

そして、結局、J R九州にしたって沿線に対して何をしたかったのか。2市2町は計上して1市1町が計上しなかった、そこら辺の理由。そして、今、先ほど大村線等々言われましたけど、ダブるどうのこうのって。そしたら結局、J R九州がどうしてもそういう形でしたというならば、1市1町だけ外して2市2町でやってもいいんじゃないかなかったですか。そこら辺のところはJ R九州に言われましたか。これは設立する時点から非常に曖昧、協議会そのものについての考え方。いかがですか。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（宮崎康郎君）

お答えいたします。

私自身も憤りをちょっと感じておまして、説明に来られたときに、1市1町を除いて実施すればどうですかという話もちょっとお話ししたんですけれども、結局、予算額がかなり縮小するので、協議会の中の活動が規模がちょっと縮小するので、運営がなかなかできづらいということで説明を受けました。とりあえず協議会を立ち上げる計画を立てた3市3町にはそれぞれに説明をして理解をいただくというようなことを話を聞いたところです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

理解どころか、私どもは当初予算で計上された時点において、何らかの形で活性化できるだろうというふうなところで議決をしているんですよね。それが最終土壇場になってこういう乱暴なやり方で減額に至るということは納得できない。そこら辺のところは市長はどうお考えになりましたか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

まず、JRさんの件でございますけれども、いわゆる私どもといたしましては、以前の経緯もございまして、JRさんに各駅でキャンペーンをぜひ行っていきたいという中で、数回御了解いただけてきたわけございまして、そういう中で連携をやっていこうということで話が参りましたので、私どもとしてはもちろん了解をしてきたわけでございますけれども、一応全体まとまらなかったということで非常に残念には思っておるところでございます。

また、ハウステンボスさんにつきましては、少し事情が違うわけございまして、いわゆるハウステンボスさん自体の企画がございまして、その予算の中で私どもの周囲も含めて実行される場合と、この私どもが組んだ予算だけで実行される場合と少し差がありまして、そういう点でハウステンボスさんのほうも自分たち全体の予算の中で一緒にやっていきたいと思いますというふうなお話もいただいたところでございますので、今後そういう連携はしていただけるというふうには思っております。

以上でございます。

**○議長（田口好秋君）**

これで歳出46ページの第7款、商工費についての質疑を終わります。

次に、歳出47ページから52ページまで、第8款、土木費について質疑を行います。

47ページの1項、土木管理費、1目、土木総務費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

**○4番（増田朝子君）**

19節、負担金、補助及び交付金の中の負担金で、九州横断高速自動車道佐賀地区連絡協議会と有明海沿岸道路県南西自動車道建設促進期成会ということで、こちらが両方とも会議が減額になっておりますけれども、まず、もう一度減額の理由をお尋ねします。

**○議長（田口好秋君）**

産業建設部長。

**○産業建設部長（山口健一郎君）**

お答えします。

これは2協議会、期成会とも国、県への要望活動をやられている分です、負担金をずっと今まで納めてきております。事業費が結局繰り越しをされてきているわけです、今までがですね。予算が十分残っていますので、その分は今回とりませんということで、事業は続いていくんですが、繰り越し分が多いので、市町村の負担を減らそうということで減額を全額させてもらっています。両方ともですね。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

増田議員。

**○4番（増田朝子君）**

じゃ、予算があるからということで負担金は発生しないということですね。たしか今年の26年度も見ましたところ、減額になっていました。じゃ、会議自体は行われているということで理解してよろしいんですか。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

お答えします。

最初の九州横断高速自動車道の佐賀地区連絡協議会というのは、先ほど言いましたように、総会とか、情報交換はやっておりますが、毎年、西日本高速道路株式会社への要望書を提出しております。その中で、それぞれ2カ所になりますけれども、佐賀高速道路事務所と久留米高速道路事務所からその要望書に対する回答が来ております。そういう活動でして、この組織団体が7市3町です。どういうことかといいますと、高速道路に対する影響といいますか、いろいろ問題が発生したときに、各市町から要望を集約して、それに対して西日本高速道路株式会社のほうに要望をしていくというような事業でございます。それが1点ですね。

あと、有明海のほうは団体がいろんな組織がありまして、行政が4地区です、4市町ですね。それとあと、商工会が4団体。地区からいいますと、鹿島、嬉野、白石、太良です。その商工団体、議会、それと農業団体、嬉野にはございませんが、漁業団体、それと観光のほうですね、観光協会、それと各市町の区長の代表の方、そういうところから組織されていまして、ここも国会議員さんとかそういうところに要望活動を、早期に着工してくださいとか、諫早のほうまで延伸をお願いしますとかという要望活動をしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

内容的には理解できました。そしたら、26年度も27年度も減額ということですが、今後はこの予算化に関してはどんなふうなことになるのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

お答えします。

同じように要望活動はやっていくと思いますけれども、行く人数でも旅費関係でも大分変わってくると思いますので、組織立って数多くの団体に参加されて要望活動すると、当然交通費とか宿泊代がかかりますので、そういうときに使うということで、総会やっていないので、次年度がどういう活動、事業計画を立てるのかによって使う費用というのは決まって

くると思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、50ページの4項、都市計画費、1目、都市計画総務費について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

簡単にいきます。報酬、まちづくり委員会委員10人、21万6,000円減額になった理由をお尋ねいたします。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

お答えします。

これは新幹線の駅周辺、駅前のまちづくり委員会でごさいますて、27年度に2回やっております。すみません、26年が2回やっております。27年が5回やっております。8回を予定しておりましたけれども、会議8回でまとまりつつあります。市長のほうに3月いっぱい提言をしていただくということになっておりますので、欠席されたり回数がちょっと少なかった分で減額をさせていただくという形になっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

欠席された部分があつてこのような数字になっているわけですね、回数だけじゃなくしてね。はい、わかりました。

それで、文化・スポーツ振興課の文化振興審議会でもありましたけれども、これもそうなんですけれども、結局、8回が5回で済んだ、10回が5回で済んだというふうに、スムーズにいったからこれで済んだというふうに説明を受けると、当初の計画、そのような計画をしたときにどのような形で考えたのかというふうな疑問を抱かざるを得ないんですね。ただ単に会議がスムーズにいったからこれで済んだと言われると、どうも納得がいかないんですよ。だから、当然こういう会議を開催する場合については、回数についてもある程度考えながら、こういう会議だと5回なら5回で済むだろう、6回なら6回で済むだろうというようなところで考えながら予算を組んでいただきたいというふうに思います。だから、余りにも予算づけするときに多目の回数ばかりするのはいかがかというふうに思いますので、今後ぜひ検討していただきたいということだけ要望して、お答え要りません。

○議長（田口好秋君）

これで歳出47ページから52ページまで、第8款. 土木費についての質疑を終わります。

次に、歳出53ページ、第9款. 消防費について質疑を行います。

53ページ、1項. 消防費、5目. 災害対策費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

災害対策費の工事請負費、説明を聞きますと、河川監視のカメラ設置の浦田川に入れている分が減額になっているということですが、減額の理由を先にお聞きします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

これは当初の予算で100万円お願いを計上していただいておりましたけど、今回、藤津ケーブルビジョンさんのほうで監視カメラを2台、塩田川と浦田川に設置をしていただくということで、既に設置をいただいたわけですが、それを協定を結びまして御利用をさせていただくということになりましたので、今回計上した分を減額しております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

当初で100万円計上されておって、27年度ですね、今回100万円、そのまま全額ですが、既に設置をしているということですか。塩田川、浦田川に各1台ずつ。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

当初は市のほうで設置を予定しておりましたが、先ほどの2台ですね、設置をいただいたということで、それを利用していただく協定を結ばせていただきましたので、今回減額しております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

ちょっと確認しますが、市が予定していました2台を地元のケーブルテレビさんが設置をされたということですか。それじゃ、その目的、機能というのは同じなんですか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

当初予定をしておりました塩田川の河川を見るというふうなカメラを設置を予定しておりましたので、今回設置いただいた2カ所で今のところ補えるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

続けて、19節。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

19節ですが、耐震対策緊急促進事業の減額、241万2,000円です。当初761万1,000円あったんですけども、この分は何件の予定の分のうちの何件が減額になったのでしょうか。それと、この分の減額になった施設については、改めて耐震の補強の対策を講じられる、これは申請でしょうけれども、される予定なんのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回のこの減額につきましては、1件の分の減額と。1件の分の対象の経費が事業費が減額になっておりますので、この補助額が減額になったということになります。全体で3件です、昨年の26年度から繰り越しをしていた事業と合わせまして3件の耐震診断がこれで終わったということになります。28年度につきましては耐震補強の設計の分に補助を出すように予定をしております。

以上です。（「それじゃ、先ほど言いましたけれども、耐震予定が減額になったけれども、また改めてされる予定があるのかとか」と呼ぶ者あり）

今回は耐震診断の補助でしたので、耐震診断がこれで3件のうち3件とも終わりましたので、28年度は耐震補強の設計の補助に移るということになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで歳出53ページ、第9款。消防費についての質疑を終わります。

次に、歳出54ページから58ページまで、第10款。教育費について質疑を行います。

初めに、54ページの1項。教育総務費、2目。事務局費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、織田菊男議員。

○15番（織田菊男君）

貸付金について質問いたします。

奨学金について質問いたします。今年度は全ての奨学金が残っていますね。貸付者が計画より下回ったものか、どういう理由ですかね。

それから、ほかの市外の奨学金は借りる人がふえていると聞いていますが、市の奨学金は周知が足りないんですか。借りるための条件が厳し過ぎるんですか。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（堤 一男君）

お答えいたします。

奨学資金が残っているということでございますけれども、高校と専門学校については新規貸与の申請がありませんでした。継続貸与生のみでの貸与になったということで減額をしております。

ほかの奨学金の現状はということですが、先日の委員会の折にもそういう委員からの指摘がありまして、私、以前の機構に東京のほうにお尋ねをした結果、今現状、機構のほうは随時貸し付けを行っているけれども、あんまり従来と変わらないという状況の答えをいただいております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

織田議員。

○15番（織田菊男君）

奨学金は返済があつてこそ成り立つと思うんですよ。大体計画どおりの返済は行われていますか。奨学金の内容はどういうふうになっていますか。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（堤 一男君）

計画どおり、若干おくれがちの方もいらっしゃいますけれども、今年度スムーズに返還を行っていただいているところです。先ほどの広報が足りないんじゃないかというようなことの質問がちょっと私が回答いたしておりませんが、そのことについては各学校、中学校、高校、それからホームページ等で広報は十分に行っているということで理解をいたしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

同じく質問ですけれども、減額の理由とかが大学、専門学校の利用者がおられなかったということで理解できましたけれども、以前、委員会の中で、過去の分の返済の割合がなかなかということもお聞きしていましたが、そのときに今後貸し付けるときに条件等をもっと厳しく、本当に本人さんが進学のために使えるように、きちんと本人さんの意思を確認してということをやったんですけど、その後、貸し付けるときの要件として変わりがあつたかどうか、お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（堤 一男君）

決算等で御指摘をいただいております。その以降、今現在、28年度の応募をいただいているところでございます。その応募につきましては、28年度は26年度以前程度の応募の件数はあっております。その資格につきましては、条件は今から教育委員会のほうで審議をいただくところですが、例えば、ほかに奨学資金の貸与を受けていないこととか、嬉野市に2年以上の住所を有する者の指定であること、学業、成績、学費の支弁が困難であること等の条件は変更ない形で審議をいただくということで理解をしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

以前、貸し付けるときに、例えば、本人さんの学費じゃなくて、生活費にも流用されることもあるとか、あと本人さんの知らないところで貸し付けがあつていたというのをちょっとお聞きしたので、そのときにきちんと本人さんの、例えば、作文を書いてもらうとか、そんなして応募要件にしてはどうかという提案を委員会で作られたかと思っておりますけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（堤 一男君）

お答えいたします。

申請に当たっては、今現在、学校長を経由して申請をいただいております。ですから、次年度から高校に行かれる方は中学校の校長先生、それから大学に進学される方は高校の校長先生の内申、成績と合わせていただいております。作文までというのはまだ28年度の申請に当たっては提出をいただいております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

大体今のでわかりましたけど、1点だけお聞きをしたいのが新規に専門学校と高校の奨学資金の応募者というのがなかったというふうなこと、さっきそういうふうなことだったんですが、なかった要因というのがどういうものなのかというのが何となく把握できているのかどうか、そこら辺ちょっと若干お聞きをしたいですが。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（堤 一男君）

今、27年度がこのような形になったというのは私ども把握はできておりません。従来からの高校の方が5名そのまま継続をされていらっしゃるし、大学につきましては5名の継続と新規の方が5名あったということで理解をしております。なぜこうなったかというのは把握できておりません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

先ほどの申し込みのやり方なんですけど、いわゆる学校の先生、校長先生を通じてというふうな形で今説明を受けたんですが、奨学資金の貸与条例というのがあって、それに沿っていくわけですが、そこら辺のいわゆる借り方のシステムというかな、そこら辺について若干もう少し制度的に簡単にと言ったらちょっと語弊があるかもわかりませんが、タイムラグ的な問題と、そこら辺について検討されたという経緯はないですか。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（堤 一男君）

28年度は私ども今受け付けをしておりますけど、かなりの件数があります。数的に例えば20名以上の方が申請していただいておりますし、その広報の仕方が悪いという形はいらっしゃらないと思います。まずお困りといいますか、12月、11月ぐらいからどうにかできないだろうかという保護者の方の問い合わせもあっておりますし、次に学校に行かれる方は、ちょっと厳しい方は学校なり教育委員会に相談があるものという理解をしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、55ページ、2項。小学校費、1目。学校管理費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

15節、工事請負費で質問させていただきます。

体育館天井等改修、説明書では14ページになります。こちらですけれども、まず、改修工事のそれぞれ五町田小学校、嬉野小学校、吉田小学校とありますけれども、改修工事の工期の予定をお伺いします。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（堤 一男君）

お答えいたします。

現在、あくまでも予定なんですけれども、小学校3校、中学校1校の設計委託を約3カ月ほど考えております。それ以降、学校と調整ですね、一遍にはちょっと無理でしょうから、それ以降、順次行っていききたいと思います。ちなみに私が考えるには、例えば、嬉野小学校と嬉野中学校は緊急避難箇所にもなりますから、同時にそこは避けていただきたいという考えは持っておりますけど、いずれにせよ、同時にというか、工事の業者さんもありますから、そういうことで検討いたしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今、予定としては3カ月ぐらいという御答弁だったので、期間としては大体屋根にどのくらいかかるのかということと、あと、2番目ですけれども、工期、工事があるときに、学校で体育館の2階というか、そこで学校塾が行われているところがあると思いますけれども、その対応はどんなふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（堤 一男君）

27年度も小学校3校を工事を行っております。いずれにせよ、いずれの期間も大体3カ月程度工事はかかっております。それで、学校塾の体育館使用もありましたけれども、例えば、五町田小学校は今現在、体育館を使用しないで学校塾はされていますけど、吉田小学校は学校に問い合わせた結果、多目的スペース、それからミーティングルームを利用を考えていらっしゃいます。嬉野小学校も低学年、中学年、高学年を分けて計画はいたしますからということで、支障はないということで理解をいたしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

そしたら、あわせて部活動とか、そういうのはその期間は練習は中止になるんですか。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（堤 一男君）

そうですね、体育館は今年度も、例えば、リバティを利用していただいたり、学校をちょっと利用していただいております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

小学校の天井ですね。

○議長（田口好秋君）

13節と15節あります。

○14番（田中政司君） 続

13節と15節の委託料と工事請負費ですね。今の説明で大体わかったんですが、いわゆる小学校、下の中学校あわせての体育館の天井の改修工事なんですけれども、今度、前倒しでやるということなんです、これで市内全必要な天井の改修はこととして終わると、完了をするというふうに考えていいのか、それだけです。

○議長（田口好秋君）

教育部長。

○教育部長（堤 一男君）

御指摘のとおり、完了いたします。

○議長（田口好秋君）

よろしいですか。先ほどですね、田中政司議員、事務局費の中の25節、積立金はよかったですかね。（「よかったです」と呼ぶ者あり）

そしたら、次に、56ページの3項、中学校費、1目、学校管理費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

先ほどもう一緒に聞きましたので、中学校も一緒ということでお聞きしましたので、取り下げます。

○議長（田口好秋君）

これで歳出54ページから58ページまで、第10款、教育費についての質疑を終わります。

次に、59ページから60ページの第11款．災害復旧費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、61ページ、第12款．公債費についての質疑を行います。61ページの1項．公債費、2目．利子について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

**○17番（山口 要君）**

今回、当初で1億3,118万円計上がされていたものが今回700万円減額ということで、説明では利率の見直しということでの説明を受けましたけれども、その詳細について御説明いただきたいと思います。

そして、今、借り入れの利子の最高利率というのはどれくらいなのか、それまで合わせて。

**○議長（田口好秋君）**

財政課長。

**○財政課長（中野哲也君）**

お答えをいたします。

61ページ、長期借入金利子の700万円の減額の詳細ということですが、借り入れる際に利率見直しを条件として借り入れる起債がございます。その見直しを行ったところ、利子が安くなったという事情と、もう1つ、これまで説明しておりませんでしたけれども、予算作成段階の想定利子と実際に借り入れを行う際の利子に差が生じるケースがございます。具体的に申しますと、前段の見直しについては、平成17年度に借り入れた償還期限20年の臨時財政対策債や減税補てん債など5本の借り入れの利率見直しが10年後、平成27年に行われました。当初1.4%で借り入れたものが0.2%に低下をしております。その分の総額で約300万円、それと予算段階の想定した利子と実際の借り入れ時期の利子の差が約400万円、合わせて700万円が減額といたします。

それと、現在借り入れている利子につきましては、恐らく0.2%、今回下がった0.2%ぐらいが主であります。

近年の利子の動向につきましては、後立って報告させていただきたいと思います。すみません、よろしく申し上げます。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

山口要議員。

**○17番（山口 要君）**

全体の利息からすれば微々たるものなので、余りそう深く追及もいたしませんけれども、先ほど課長が言った、昨年度も最終的には補正で400万円の減額になっておりますよね。今、課長が言われたように、今の利率等の推移を見たときに、当初予算の計上の時点である程度の金額というんですか、そこら辺の予想というのは立てられないんですかね。非常にそこら

辺は難しいですかね。それだけをちょっとお尋ねをしたいと思います。

結局、説明で利率の見直しだけ説明されると、非常に頑張っただけかなというふうな気がいたしますけれども、結果的にそこら辺の予算との差とかいうことになると、やっぱり先ほど申しましたように、予算時におけるそこら辺の推計といいますか、そこら辺のところも合わせて考えてもらわなきゃいけないんじゃないかなという気がいたしましたものですから。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（中野哲也君）

お答えいたします。

利率の動きといいますか、そういったものを御説明しますと、2010年が1.8%から2%というのが5件ありまして、これが2010年の最高値でございます。2011年が1.6%から1.8%の部分が4件で、これが最高の部分。それと、2012年が1.4から1.6%が3件で、これが最高利率の部分になります。それと、2013年が同じく1.4から1.6%が2件と、これが一番大きな利率の部分になります。それと2014年が1.2から1.4%が1件で、この利率が最高の利率の区分になります。それと、2015年になりますと、これが0.6から0.8%が最高の利率ということになりました。今申し上げましたように、ずっと低下傾向であることは確かにわかるんですけれども、2014から2015が約0.6%ぐらい下がっておりますものですから、そのあたりでどうしても、例えば、去年が最高が1.4%だったからことしも1.4%というふうな見積もりをしますので、どうしてもそのあたりでだぶつきが出るということで今回みたいな最終的に減額補正をお願いする事態になると、そういったことでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

もうほとんど臨財等々含めても固定金利、10年借り入れとかいう固定金利で推移をしていくわけですかね。例えば、ちょっと小学生みたいな質問で申しわけないんですけれども、繰り上げ償還とか、そういう形でもって金利の見直しを図ると、大きいものについてはね。そこら辺のところについては融通はできないんですかね。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（中野哲也君）

お答えをいたします。

繰り上げ償還につきましてはできると思いますけれども、一旦借り入れたものを借りかえるというんですかね、そういったのはちょっと難しい現状にあります。違約金とか、そう

いったものが発生する可能性もございますのでですね。

それから、ほとんど固定金利で推移をします。今回のように10年ごとに見直しをするという条件のものが幾らかございます。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

これで歳出61ページの第12款、公債費についての質疑を終わります。

これで歳出についての質疑を終わります。

これで議案第24号 平成27年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）についての質疑を終わります。

次に、議案第25号 平成27年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。

69ページから74ページの歳入について質疑を行います。

74ページ、9款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、生田健児議員。

**○1番（生田健児君）**

5節、その他一般会計繰入金、赤字補填分について、理由とこれからのについての考え方を教えてください。

**○議長（田口好秋君）**

健康づくり課長。

**○健康づくり課長（染川健志君）**

お答えいたします。

県広域化までの赤字解消について、平成26年度の税制改正と合わせ、平成25年度末から5,000万円の赤字補填として一般会計から繰り入れをお願いしております。その際、平成22年度から医療給付費の総額が横ばいから減少に転じている状況、また社会保障制度改革の一環として消費税増減分を財源とした国民健康保険の保険者支援が開始されたのを勘案し、平成27年度からは赤字解消を図っていくという計画を立てさせていただきました。平成27年度に入り保険給付が増加をいたしております。特に7月診療分で9月支払いの保険給付の分が一月で1割程度、額にして約2,000万円増加をしております。理由は高額なC型肝炎の治療薬が保険適用をされ、1錠当たり8万円を超える金額の治療薬であり、12週間服用することにより調剤費が673万円かかる計算になっております。保険給付費が当初想定していないような形で上昇していることが大きな要因であります。その他高額医療、あるいは入院の増加といったものもふえております。このような要因により、今回の増額の計上となっております。

それから、これからのについての考え方ということですが、今後につきましては、国

保については平成30年度からは県統合となります。それまでに累積赤字の解消に努めなければならないということで県の指導を受けておりますが、今回の想定外の医療費の伸びによりまして、非常に厳しい状況であるというふうに考えております。27年度の決算が確定した後、状況を分析、それから検証をして、赤字解消計画の見直しを行い、再度議員の皆様方におかれまして説明をさせていただきますし、シミュレーションを含め検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

生田議員。

○1番（生田健児君）

わかりました。

○議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

わかりません。これね、5,000万円、25年だったですよ。そういう中で、今回、この補正で1億円と、びっくりぽんだったんですが、要するにいわゆる法定外の繰り入れですよ。そういう中で、じゃ、幾らまでこれができるんだという話になるんですよ。単純に片方は税金で、26年に改定をして、五、六千円ぐらい上がったんですかね、26年の会計でですね。やってきて、そして、一気に高額医療になって、ことしのさっきの説明でいけば高額になって、急に足らなくなったと。ということで、今回5,000万円だったのを1億円、3月の補正でやりますということなんです、じゃ、これが2億円も幾らも法定外に繰り入れるということが可能なんですか。こういう何も説明なくて、ただ単純に一般会計から繰り入れますよということで、どれぐらいまでこれが許されるのか、私、そこら辺が若干わからないんですが、そこら辺のまずどれぐらいまで繰り入れというのが可能なのかというのは何かであるんですかね。お教えいただきたいと思っておりますけど。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（染川健志君）

お答えいたします。

法定外繰り入れを幾らまでという限度はございません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

じゃ、幾らまでしてもいいって、限度というのはないということなんですね。そういう中で、要するに考え方として、健康保険税をとにかく上げて繰入金をしなないようにしている自治体もあるわけですね、実際。そういうところもあると思います。逆に法定外繰り入れをどんどんどんどんやって、保険料は上げないという自治体も全国にはあるわけですね。そういう中で、今度30年に統合をするということなんですが、まずお聞きしたいのは、私が持っている資料が全国のやっしなくて、佐賀県内のいわゆる自治体のあり方というのがちょっと資料を持ち合わせていなくて、お聞きをしたいんですが、そういう中で統合をするということになれば、一般会計からの繰入金、あるいは法定外の繰入金等のいわゆる率というのがある程度そろっていないとおもしろくないんじゃないかなという気がいたしますが、そこら辺の考え方としてどういうふうになっているのか、あるいはデータ的にあるのかどうか、お教えいただきたいと思うんです。

**○議長（田口好秋君）**

健康づくり課長。

**○健康づくり課長（染川健志君）**

26年度実績ですけれども、嬉野市を含む佐賀県内の10市のうち、県内では9の市が赤字ということでなっております。20市町のうちで13市町が赤字ということで聞いております。各自治体においては、税率改正も行っておりますけれども、一般会計からの繰り入れという形で、金額の大きいところは3億円とかされているところもあります。ただ、うちのほうとしては、27年度から赤字の解消に努めると、累積赤字の分を努めるということで予定を立てておりましたけれども、今回の高額な薬剤の分の急激の増、その分が想定をしていなかった部分です。薬剤につきましては、先ほど言いましたけれども、1錠当たり8万円、それからほかの薬では6万円という高額な部分になっておりますので、今回、この高額になった医療費の分、給付費を上げた分に関しては、国、県のほうに交付金なり等の要望をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

大体わかりました。次を言うと、当初予算に絡んでくるかもわかりませんが、要するに考え方として、今回そういうふうに急な高額医療ということでこういうお願いをしたけれどもという話なんですね。考え方として、例えば、28年度あたりも当初予算あれですけど、要するにそういった事例かれこれあった場合に可能性としてあるわけですね。そういったことも踏まえて、いわゆる30年までに今後税の見直しというものを考えるのか、それとも赤字分を補填という、繰り入れという形で今後いかれるのか、そこら辺の大体今からの

持っていき方をどういふふうにご考慮されるのか、ご教訓願いたいと思います。市長でもどっちでもよかですけどね。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（染川健志君）

お答えをいたします。

26年度に税率改正をさせていただきました。税率については、佐賀県内では上位に当たる税率であります。それから、国保の基本的な状況としては、高齢者、60歳以上の方が50%以上の方が占めていると。それから低所得の方も非常に、率的には103万円以下の方が六十%かいらっしゃいます。そういう状況の中では、非常に税率の改正については難しいのではないかなというふうには思っておりますけれども、先ほどお話をした、まだ27年度の状況がわかりません。それから薬剤のほうも8万円、高額の方、あるいは6万円の高額の方、それが国のほうが来年の4月からはその額を30%ぐらい引き下げるといふような答申も出ていますので、その辺の状況を見据えた上でしっかりと赤字計画の見直しを行って分析をして、それで議員の皆様方にも御説明をさせていただきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで69ページから74ページまでの歳入についての質疑を終わります。

次に、75ページから88ページまでの歳出について質疑を行います。

79ページ、2款、保険給付費、2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費及び2目、退職被保険者等高額療養費について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。織田菊男議員。

○15番（織田菊男君）

79ページ、高額療養費について質問いたします。

ことは一般退職者の補正がありますね。計画より多くの方が使用したのか、1件当たりの金額が多かったのか。最高金額はどのくらいでしょうか。また、高齢者医療の内容はどういふふうになっていますか。それから、高額医療で病気の多いのは何か、それから何人の方がことは利用されたか。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（染川健志君）

お答えいたします。

まず、高額医療費につきましては、同一月内にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額を超えた分が支給される制度であります。年齢や所得によって御本人が

支払う医療費の上限が決められており、70歳未満の方につきましては限度額が所得区分により3万5,400円から25万2,600円までの5段階に分かれております。70歳未満の方は、通常の場合、医療費の3割を支払った後、高額療養費の支給申請をしていただきますけれども、事前に所得区分の認定書を医療機関に提示することによって窓口の支払いの負担を上限額にとどめることもできます。

それから、高額医療費につきましては、基本的には、上限額を超えた分を支給するということで、その対象の病気等についてはなくて、かかった医療の分ですので、この高額医療費にかかった分の対象者の病気の分析等については行っておりません。

それから、今後の高額医療費の見通しですけれども、医療費の自己負担が加重にならないように、医療費の自己負担額に一定の歯どめをかける仕組みであるために、医療給付費の動向に合わせて推移をしております。そういう観点で先ほどお話をしましたけれども、高額な薬剤が今度保険適用になっておりますので、保険給付が増加をすれば増加をするほど、この高額の高額医療費のほうはふえていくと、影響を受けてふえていくというようなことになるかというふうに考えております。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

織田菊男議員。

**○15番（織田菊男君）**

高額療養の予防のために今以上のことをやっぱり考えなくてはならないと思うんですよ。理由は今から非常に高度な利用がふえて、治療費が多くなるんじゃないかと、これに対しての考えはどういうふうな考えを持っていますか。

**○議長（田口好秋君）**

健康づくり課長。

**○健康づくり課長（染川健志君）**

お答えいたします。

高額医療費につきましては、先ほど申し上げたとおり、本人さんが治療を受けて、その受ける分で3割、70歳未満の方は3割の負担をしていただくわけですけれども、その額が高額になった場合は本人さんにその高額になった分だけ支払いをするということでもあります。それで、高額にならないような予防の対策はということですが、うちのほうが行っております特定保健の指導等で日常生活の改善、あるいは食生活の改善ですね、それと運動指導的な分、そういったもので常日ごろ、自分の体は自分でつくるんだというような考えでうちのほうも訪問指導を行っておりますので、高額な医療費がかからないような対策としては、そういった対策を十分今後も展開をしていくということが一番必要だろうというふうに思っておりますので、それに向けて努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

これで75ページから88ページまでの歳出についての質疑を終わります。

これで議案第25号 平成27年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を終わります。

次に、議案第26号 平成27年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第27号 平成27年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第28号 平成27年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

111ページから113ページまでの歳入について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、114ページから117ページまでの歳出について質疑を行います。

114ページ、1款．事業費、1項．事業費、3目．整備費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、辻浩一議員。

**○6番（辻 浩一君）**

まず最初にお尋ねしますが、9の旅費、それと負担金、これは同じことでしょうか。同じ研修でしたよね。それについて、まずお尋ね申し上げます。合同常任委員会のとき参加できなかったのも、減額というふうな説明だったんですけども、この研修の内容がどういふものであるか、それと参加できなかったのか、しなかったのか、そこをお尋ねします。

**○議長（田口好秋君）**

環境水道課長。

**○環境水道課長（副島昌彦君）**

お答えいたします。

旅費及び負担金につきましては、今言われたように、下水道事業団の研修の旅費及び負担金がほとんどでございます。内容で、うちが研修を受けようとしていた研修内容につきましては、実施設計の管渠、管渠設計というやつを一応予定に上げておりました。参加できなかった理由といたしまして、私としては、研修を受けることによって技術の習得はもちろんですが、全国版でございますので、いろんな情報を得ることができるということで、極力参加するように心がけてはおります。しかし、今回の研修、ほかにもいろいろな研修があるんですけど、かなり長期間にわたりまして、今私が行っている管渠設計は17日間、3週間に及

ぶ研修でございます。このことにつきまして、日程等の調整を年に5回ほど事業団のほうでも、この管渠設計は設定をいたしておりますので、何とかというふうに思っていたんですが、今年度におきましては、特別会計で市営浄化槽事業関係をまた始めまして、それが順調に推移いたしました。御存じのように30基を60基にというようなことで補正をお願いして、それももう完工するような形になっております。このことが全てということではございませんけど、なかなか調整等がつかず、参加したかったけどできなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻議員。

○6番（辻 浩一君）

言ってみれば人手が足りなかったというふうに理解していいわけですか。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

私のほうから人手が足りないというような発言は差し控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

辻浩一議員。

○6番（辻 浩一君）

ここを聞いたのは、以前、一般質問で市長と議論した中で、人事異動のことを話をしたことがあるわけなんです。そのときに要するに技術が必要な分に関しましては、じっくりと人を育てるような人事配置というか、人事異動をすべきじゃないかということで議論したわけなんです。その中で市長としましては、技術がある人の作業、あるいは職員の研修等で十分それは補完できるというふうなお答えだったものですから、そういった意味では、これは重要な研修だから、せっかく予算を立てているんだから、これは参加すべきだろうというふうに私は思うわけです。そういった意味で、今後についても含めまして、市長含め、御答弁をいただきたいと思っておりますけど。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

担当課長が申しあげましたとおり、数年前に経験を持った方も採用できておりますし、最終的にはつくったつもりでございましたけれども、新しく取り組みました市町村型の浄化槽というのに市民の方も大変御理解をいただいて、各説明会等もいたしましたし、事業が周知

をしたという事情がございまして、ちょっと長期の研修ができなかったということでございます。いろんな研修は必要だと思っておりますので、できるだけ整備できるように配慮をしていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（田口好秋君）**

次に、田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

理解できましたので、取り下げます。

**○議長（田口好秋君）**

これで114ページから117ページまでの歳出についての質疑を終わります。

これで議案第28号 平成27年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）についての質疑を終わります。

次に、議案第29号 平成27年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第30号 平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第31号 平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第32号 平成27年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

まず、収益的収入について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

**○17番（山口 要君）**

簡単に。6ページのペットボトル水道水、今回、25万6,000円減額しています。その要因だけお聞きをしたいと思っております。

**○議長（田口好秋君）**

環境水道課長。

**○環境水道課長（副島昌彦君）**

お答えいたします。

当初予算にて販売額、収益的収入のほうで117万8,800円ほど計上させていただいております。これで平成27年度の実績見込み、2月末時点での実績見込みを計算したところ、そこま

で販売ができないと、見込みができないということで25万6,000円の減額を計上しているところでございます。

以上でございます。（「その要因。その要因を聞いている」と呼ぶ者あり）

すみません、お答えいたします。

現時点で、2月末時点で9,300本ほどペットボトルを販売できております。去年の実績といたしますと3,000本ほど少なくなっております。要因といたしましては、内容的なものもございまして、売れてはいるんですが、現在、水関係の飲料水等も結構民間のほうの販売も多くなりまして、そういう意味では、当初予定していたほど売れなかったというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○議長（田口好秋君）

次に、収益的支出について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

これで議案第32号 平成27年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を終わります。

議案質疑の途中でございますが、ここで15時まで10分間休憩をいたします。

午後2時49分 休憩

午後3時 再開

#### ○議長（田口好秋君）

それでは、休憩前に引き続き、議案質疑の議事を続けます。

ここから28年度予算に入ります。

議案第33号 平成28年度嬉野市一般会計予算について質疑を行います。

まず、歳入予算事項別明細書53ページから102ページの歳入について質疑を行います。

初めに53ページ、1款、市税、1項、市民税、1目、個人について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

#### ○17番（山口 要君）

通告に私の名前が多過ぎていますし、きょうは課長も欠席ですので、非常に戸惑っております。できるだけ簡略に質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、個人の分の中で、前年比1,478万円増額の予算計上がされております。そういう中で、均等割は別として、所得割が前年比増額をいたしております。そのことの中で、説明では農業所得の減、給与所得の増というふうな説明があっておりますけれども、もう少しそこから辺の詳しい説明をお願いしたいと思います。

それと、もう1つ確認ですけれども、先ほどから申し上げておりますように、一応給与所得者については、後でまた資料をおいただきできますか。ちょっと数字が、昨年度もらった

分とことしもらった分で数字がかなり違っておりますので。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

お答えをいたします。

先ほどの資料につきましては、正式なものを後で提出いたします。

増加要因につきましては、給与所得について、景気の回復傾向があるということで、1.6%の増を見込んでおります。あと、農業所得につきましては、米の仮払金等の減、それからお茶等の減収で2%の減を見ております。ほかには、特に株式譲渡が活発に動いているというところで増加を見ております。トータルで、先ほど言われたように1.74%の増、1,478万2,000円の増額を見込んでおります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

そこで、これは法人税にもリンクしてくるんですけども、結局、所得割が上がってきて、法人税については、後で言いますけれども、そこは減額になっている。そこら辺のところの非常に理解しがたい分のところがあるんですけども、ある程度、これの数値というものについては、積算された上でのこのような給与所得の伸びということで確認をしていいですかね。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

そのとおりで積算しているというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

わかりました。

もう1つは、農業所得の減ということでありまして、昨年までは大体同額で、あんまり変わらないような数字で推移をしてきたんですよね。ことしについては、減数というふうなところになっているんですけども、こういう傾向については、今後こういう流れでいくというふうに思っておられるのかということと、もう1つは、先ほど言い忘れたんですけども、退職所得が50万円減額になっております。その要因もあわせて御説明いただきました。

いと思います。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

農業所得の分についてなんです、赤字で、例えば、申告をされた方の数を見ても減少しているというところで、個々の農業所得の減少もあるんでしょうけれども、農業を営む方も減ってきているというところもあるというふうに思います。それと、退職所得の減については、これはちょっとはっきりした根拠というのは、私はちょっと持ち合わせておりません。微減だという認識だろうというふうに思います。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、53ページ、1款、市税、1項、市民税、2目、法人について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、森田明彦議員。

○5番（森田明彦君）

それでは、質問をいたします。

法人の現年課税分のところでございますけれども、いわゆる均等割498法人ということで、この件数については前年と同じでありますけれども、いわゆる金額で減を生じていることの確認をしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

担当に確認をしたところ、この均等割については、3年間の平均で出したというようなことを言っております。実際から考えれば、法人の均等割額の位置ですね、その位置が前後するわけですから、その辺を見込んで積算をするべきだろうというふうには思っております。数自体は増減はないというところと、ランクが変わって金額が変わったというところだろうというふうに思います。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

数自体は増減なくても、微増はありますよね。結局、当初予算では498法人だったのが、実績では489と、平成27年度については492ですから、3法人ふえているというふうなことになるわけなんですけれども、先ほど申しましたように、その前に法人税割は、これは税率改正に伴っての14.7%が12.1%ということに理解していいんですね。はい、わかりました。

先ほど申しましたように、結局、給与所得の増というもの、景気回復ということで見込みながら、この法人所得においては、法人税については、前年比619万2,000円の減というふうには減額にされている。そこら辺の理由というものについては、どのように御判断されておられるんですか。私はその給与所得というものが上がってくれば、この法人税についても、当然、増額計上されるんだらうというふうには思っておりましたけれども。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

法人税割額のもとになります額というのを27と28と比較をしてみますと、実は28のほうが1.5%は増額をしているということで積算をしていると思います。最終的な額については、先ほど言われたように14.7から12.1に下がった関係で下がっておりますけれども、27と28を比較すれば、そういったことだらうというふうに思います。

以上です。（「1.5ね」と呼ぶ者あり）1.5%の増です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

法人税割の14.7から12.1に落ちた金額と、そこら辺のところの数字合わせて、それでそれを合わせた形の中で、今の景気状況、例えば、アベノミクス等々含めて、先ほど言われますように、それを勘案したときには、そこら辺の今回の積算の推移というものについては、なかなかちょっと私、わかりづらい点があるんですけれども、そこら辺については、もうちょっとお尋ねをしたいと思うんですけれども。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

法人税割を見ても、景気の低迷ということが言われているかも知りません。確かに原油安と、そういった株安とかいろいろあって、伸びるのかと言われると、伸びない要因のほうが強いのかなという気はしておりますけれども、この積算をした段階では、そういったことで1.5%程度は伸びるだらうということを考えていたんだらうというふうに思います。

ちょっと説明になっておりませんが、以上でございます。（「後で、そこら辺のもう少し積算数字をお渡しいただけますか。私、ちょっと計算できなかったもので、1.5という数字と、例えば、14.2から12.7、そこら辺の差額というのをですね。後でそこら辺の積算数字」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

これで、1款1項2目、法人についての質疑を終わります。

次に、55ページ、1款、市税、2項、固定資産税、1目、固定資産税について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

**○17番（山口 要君）**

家屋軽減については、昨年度指摘をいたしまして、見直しをされて、きちっと数字が出てきたわけなんですけれども、これが家屋軽減が新築戸数の増加というふうなところで増加をしてきているというふうに思っておりますけれども、この積算、例えば、新築戸数、昨年度の実績というものがどれくらいなのか、そして、固定資産税だけを見たときには、前年比で261万1,000円の減額ということになっております。これは、土地と家屋の問題だというふうには私は思っております。住宅戸数が、新築がふえる割には土地の下落というものがこのような数字になってあらわれてきているんじゃないかなと思いますけれども、まず、そこら辺のところについてお考えを。

**○議長（田口好秋君）**

総務企画部長。

**○総務企画部長（池田英信君）**

まず、新築の家屋総数についてですけれども、住宅で74戸が出てきております。固定資産税が下がっている要因というのは、確かに土地の下落の分だろうというふうに思います。それと、あと家屋の分については、評価がえの年で幾らか価格が下がっている分があるのかというふうに思っております。

以上です。

実際、土地については、確かに下落傾向がまだおさまっておりませんので、下がっているというふうに思っております。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

山口要議員。

**○17番（山口 要君）**

大体新築戸数については、70から七十七、八の前後、ここ3年間、ずっとそのくらいの数字でずっと推移をしてきているんですよね。ですから、そこら辺の固定資産の増加というのは余り見込んでいない。そしたら、これが結局、家屋軽減ということになってきて、3年間は2分の1で、3年後には通常の水準に戻りますよね。今の嬉野の状況を見ますと、結局3年間過ぎた戸数、新築の家というののがかなり増加をしてきているというふうには思うんですけれども、そこら辺のところの状況といたしますか、はいかがなっているんですかね。

**○議長（田口好秋君）**

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

3年経過の軽減額そのものについても、300万円程度増加をしているというふうに認識しております。新たにまた建つ家もございまして、その分に見合う分ぐらいの額は、軽減が始まってくるとというのが事実ですけれども、確実にその分は、300万円程度ずつは増加をしていこうというふうに思っております。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

結果的には、今回の積算というものについては、土地の下落に伴うものだというふうに認識をしていいわけなんですかね。その点と、そしてもう1つは、後で資料をいただきたいんですけども、公益減免と生保減免、そこら辺について、おわかりであれば、それもお示しを後でいただきたいと思います。

あわせて、前から聞き損なっていたんですけども、認可保育所等々については、それは減免対象になっているんですかね。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

お答えをいたします。

固定資産が下がった要因というのは、先ほど言われたとおりだというふうに思います。

それと、あと公益の減免ですが、27年度の実績でいきますと、土地が312万3,081円、家屋は468万4,919円で780万8,000円でございます。あと、生活保護の部分について、20万9,000円程度でございます。それと、最後の（「認可保育所等については」と呼ぶ者あり）その分については減免です。

以上です。（「もう一度、あと公益減免と生保減免について、後で資料をおいただきしたいと思います。もう一遍いいですかね」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

もう3回です。

これで1款2項1目。固定資産税についての質疑を終わります。

次に56ページ、1款。市税、3項。軽自動車税、1目。軽自動車税について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

これ軽自動車税が今回、大幅に増加をして、計上がなされております。これが結局、昨年

度、7,200円から1万800円に増税がされましたよね。その中で、新エコカー減税とクリーンカー特別減税というものがあって、そこら辺の状況というものが本市でどのようなものであるのか、そして、今回のこの増額計上された要因というものが、そこら辺を勘案された中でされたのかと。基本的にはその521万円の増額された要因をまずお尋ねをいたします。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

お答えをいたします。

増額の要因につきましては、先ほどの税率改正に伴う増の分、それから、登録台数が213台増加をしております。その分が要因だというふうに思います。あと、エコカーとその内訳については、すみません、資料を持ち合わせておりませんので、後で提出させていただきます。

以上です。（「213台。合計が。213台、どれですかね」と呼ぶ者あり）

登録台数の増加が213台。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

この積算といいますか、例えば、原付自転車は、昨年度1,433台、ことし1,445台ですよね。乗用貨物についても、昨年度1万3,074が1万2,946、その他については1,577が1,530、予算の計上の仕方ですね。今言われた213台増加という、そこら辺のところ、よくわかりませんけれども。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

すみません、私がもらった資料の中では、そういった213台増加という表記しかございませんので、後でどういった部分がふえているのかというのは、資料で提出したいというふうに思います。

以上です。（「はい、じゃ、もうそれでいいです。あわせて3回目ですね」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

あとは詳しい資料と18日の夜に期待をしながらいきたいと思っておりますけれども、とりあえず、

今、御当地ナンバーというのが本市でどれくらい平成27年度までいつているのか、おわかりであれば。おわかりなかったら、後で資料で結構です。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

すみません、じゃ後で資料で提出させていただきます。

○議長（田口好秋君）

これで1款3項1目。軽自動車税についての質疑を終わります。

次に、58ページ、1款。市税、5項。入湯税、1目。入湯税について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

今の状況、推移を見ましたときに、前年比それぞれ増加傾向なんですね。そういう中で、今回、微々たる、もう前年同額みたいなんですけれども、こういう数字に出された根拠をお尋ねしたいと思います。結局、宿泊、休憩というのは、この積算の数字だけ見ましたときには、休憩は昨年の11万円から9万1,400円に少なくなっている。そして、宿泊については、ほぼ同額という形になっているわけですね。平成27年4月から12月までの推移を見たときには、前年比、かなりのいい形で推移をしてきているわけなんです。当然、そこら辺のところを踏まえながら積算されるというふうには思っているんですけれども、まず、今回、同額受け入れをされた要因をお尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

お答えをいたします。

26年3月から2月の1年間を見ても、宿泊で39万5,000人、日帰りで9万人のお客様があって、合計で48万6,000人ぐらいになります。27年の3月から2月を見ても、宿泊が42万4,000人、それから、日帰りが8万4,000人ということで、宿泊はふえているけれども、日帰りは減っているという状況がございます。25年についても、日帰り客が、25年は12万3,000人ぐらいあったわけですが、26年で9万人、それから、27年が8万4,550人と、減少傾向にあるという部分と、それから、宿泊者は微増、ふえているという状況があって、今回予算としては44万人を見込んだというところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

私が持っている資料でいきますと、結局、観光客、日帰り観光客が平成23年140万6,000人、平成25年度が144万3,000人、そして平成26年度が144万2,000人、平成27年度145万4,000人です。今のは日帰り客。宿泊客が、512、513、515、544という手元の資料を私、持っているんですけども、今、部長が言われた数字と少し数字が食い違っているようなんですけども、どっちの数字が本当ですかね。それでそのことをお答えいただきたいと思いますし、この中で、とりあえず——2回目ですね、今。

○議長（田口好秋君）

はい。

○17番（山口 要君）続

2回目ですね。もうちょっと詳しく、そこら辺の御説明をいただきたいということと、非常にこれ決算のときにお聞きすべきだろうという問題でありますから、お答えしにくいときにはお答えされなくて結構ですけども、結局、競売にかかった場合について、先ほどの固定資産税とも関連してきますけれども、当然、競売にかかった場合については、それは競売、落札者がそこら辺の前の経営者の税金等含めて支払う義務が生じてくるというふうには思いますけれども、そこら辺のところについては、御存じなのかどうかということだけをちょっと確認します。おわかりなければ、後でいいです。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

私が先ほど申しあげました宿泊と日帰りの人数につきましては、入湯税の申告の分を積み上げた分でございます。

それと、後段の分については承知をしておりますので、すみません、後日返答させていただきます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

これ前も申しあげましたけれども、入湯税の積み上げについては、最終的には年度末に終わるかもしれませんが、これがばらばらに来ていると思うんです。だから、毎月毎月の報告、例えば、5月の分については6月とかいう形じゃなくして、旅館旅館によってばらばらの申告状況だというふうには思っております。これは質問から外れますけれども、とりあえずそこら辺のところについては、それが要するに観光客数の数字の把握にもつながってくるんです。ですから、入湯税、金額そのものを払ってもらうのは無論なんですけれども、やっぱりとりあえず申告だけはきちんと翌月していただくような形で、旅館の経営者の方をお願いをされたらというふうに思います。そうしないと、先ほど申しますように、月々

の観光客の動向というのが、もう完全にバランスが崩れてくるんです。そこら辺のところはぜひお願いをしておきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

確かに御指摘のとおりにおくれて報告をされる方とか、そういったことはまちまちだったろうというふうに思います。その分に関しましては、月ごとにきちっと出していただくようなことをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで、1款5項1目、入湯税についての質疑を終わります。

次に59ページ、2款、地方譲与税、1項、地方揮発油譲与税、1目、地方揮発油譲与税について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。森田明彦議員。

○5番（森田明彦君）

お尋ねいたします。

この譲与税につきまして、600万円の前年度よりの減というところの要因といたしますか、そこを伺います。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（中野哲也君）

お答えをいたします。

まず、地方揮発油譲与税につきましては、国が地方揮発油税として1リットル当たり4.4円を徴収しまして、それを県に58%、市町村に42%譲与するというものでございます。それから、道路面積等により案分をされて譲与されます。

それと、これにつきましては、国が地方財政収支の仮試算というのを毎年示しますけれども、それによりますと、この譲与税については減少するという見込みが出されました。それを受けての減額ということになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

森田議員。

○5番（森田明彦君）

国からの状況ということで、その点はわかりました。

もう1点ですけれども、いわゆる最近の報道でもありますようないわゆる原油安というのは、当然、根本的な理由としてもその要因にも入ってきますか。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（中野哲也君）

お答えいたします。

この課税の対象が量、油の価格ではなくて1リットル当たり4.4円ということになっておりますので、価格には連動しないということでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで、2款1項1目、地方揮発油譲与税についての質疑を終わります。

次に、64ページ、6款、地方消費税交付金、1項、地方消費税交付金、1目、地方消費税交付金について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これについては、増税に伴う分だというふうに理解をしております。この配分については、全て人口配分になっているのか、それとも従業員者数との1対1の比率の配分なのかということが1点と、そして、この地方消費税交付金については、全て社会保障費に資するというふうなことでなっておりますけれども、そこら辺、今回の予算の中で出の分についてはそこら辺のところできられておられるのか確認をしたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

総務企画部長。

○総務企画部長（池田英信君）

地方消費税の分については、増税分が人口比の分だったろうというふうに思います、配分については、すみません、ちょっと確認してから、後でまたお返事をさせていただきます。

後段の部分につきましては、後で、すみません、資料を提出させていただきます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

これで、6款1項1目、地方消費税交付金についての質疑を終わります。

次に、68ページ、10款、地方交付税、1項、地方交付税、1目、地方交付税について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

今回、一般質問でも少し触れさせていただきましたけれども、まず、前年比5,800万円減額をされたその要因、普通交付税の分が大半だと思いますけれども、とりあえずその要因をお尋ねをしたいと思っておりますし、そして、もう一度、合併算定がえの減額、今回の普通交付税の推計の中では3,823万円という数字を上げておられます。一般質問のときに申しましたけれども、28、29、30、そこら辺の3年間ぐらいの合併算定がえの大体予想数字というものが

おわかりであれば、それをお示しいただきたいと思います。

そして、再度確認なんですけれども、結局、結論的には、こういう末端の市においては、ほかのいろんな要件かれこれというのは抜きに――抜きにしたというのは語弊になりますけれども、要するに基準財政需要額と基準財政収入額、それが一番のベースになってきて、だんだん国の枠組みとかなんとかいうことについては、影響を受けないというふうに確認を、この前の答弁のときは大体そういう形でお答えをいただきましたけれども、それでよろしいんですかね。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（中野哲也君）

お答えいたします。

まず、今回、普通交付税の算定をした内訳について、少し御説明をさせていただきます。

平成28年度の普通交付税の推計につきましては、国の地財計画の交付税に関する見込みによりまして、基準財政需要額の6項目にわたり増減率が示されております。具体的には、個別算定経費がマイナス3%、地域対策費、地域元気分がマイナス9.9%、公債費事業費補正分がプラス10.4%、包括算定経費がマイナス6.5%、それと臨時財政対策債相当の振替相当額がマイナス16.3%と示されましたので、当市におきましても平成27年度の算定額にそれらの率を乗じまして、それとあわせまして、先ほど申されました合併算定がえの影響額を3,823万円程度と見積もりました。

それと、基準財政収入額につきましては、平成27年度とほぼ同額として試算を行って、普通交付税の交付される見込みを42億1,332万8,000円と見込みました。ただし、今年度単位費用や補正係数等がまだ示されておきませんので、そのうちの1億6,332万8,000円につきましては、留保している形となっております。

それから、合併算定がえの影響額についてのお話ですけれども、平成27年度の一本算定との算定がえとの差が、最終的に4億2,990万3,000円を積算しております。（「今のもう一遍説明して」と呼ぶ者あり）平成27年度の交付税の額につきまして、一本算定と算定がえの差が4億2,990万3,000円と積算をしております。これについて、これが平成28年度にどれくらいになるかは別としまして、4億3,000万円程度のうち、平成28年度におきましては、その1割を減じるということになりますので、4,300万円ぐらい減るということでございますけれども、この間申しましたけれども、地方団体からの圧縮の要請が国に届いておりますので、それで幾らか減額幅を圧縮するという方針にはなっておるようです。

話変わりますけど、また今後、29、30年というのは、この一本算定と算定がえの差が、例えば、5億円ということになりますと、そのうちの2年度目が3割、1億5,000万円、1、3、5ですから、その次の年ですね、3年後になりますと、5億の半分、2億5,000万円が

減じられると。ただ、先ほど言いましたように、減額の幅は地方の声を聞き入れていただいて圧縮をするという方向になっているようでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

後段の分からいきます。

最終的に、以前の合併算定がえの、先ほど一番最後の分を後で答えてください、この次のときにね。基準財政需要額等々については後で答えてください。

これが2年前のところの予想数字ということにおいては、合併算定がえ、6年間で大体24.5億円という数字がはじき出されておりました。今の数字の推移でいきますと、これが大体13億円ぐらいにおさまるんじゃないかなという気がいたしているんですけども、それで、一昨日、一般質問でちょっと聞いたんですけど、そこら辺、影響額と、それが半分ぐらいになったのかというふうなところをお聞きをしたんですけども、そこら辺についてちょっと確認をしたいと思います。

そして、この数字のまやかしさもあるんですけども、結局、臨財の振替相当額、これが年々、昨年度が11.6%、今回16.3%と、年々振りかえ相当額、この数字そのものも減ってきているんですね。だから、そこら辺の影響というものについて、合併算定がえ、加えて、臨財の振りかえ相当額の減等々を含めると、かなり交付税については今後慎重を期していかなければならないというふうに思っておりますし、臨財についても、こういう形の振りかえ相当額になってくると、やっぱり再度見直し、もう以前から申しておりますけれども、再度見直しを図っていかねばならないと。事業をすることについて、どんどんどんどんしても、借金が残るだけなんで、やっぱりそこら辺については慎重な財政運営というものが求められてくるというふうに思っております。そのことについてお答えをいただきたいのと、結局、単位費用、補正係数、通常ですよ、大体いつごろそこら辺のところが見込まれるんですかね。結局、昨年度の算定経費においては、大体2億四、五千万円だったと記憶しておりますけれども、そこら辺のところを留保予算としてされておったというふうな気がいたします。それについても、数字が間違っていたらごめんなさいですけども、今回については、1億6,000万円という数字ですけども、そこら辺についても差額が出てきていると思うんですけども、そこら辺についてもおわかりであれば、お示しをいただきたいというふうに思います。

今、2回目ですかね。

○議長（田口好秋君）

2回目です。財政課長。

○財政課長（中野哲也君）

お答えいたします。

まず、算定がえの総額の部分ですけれども、数年前の積算では、単年度で6億円という数字を私も見たことがあります。それを5年間続けると30億円と、そういうことで24.5億円というのが5年分の（「6年分ね」と呼ぶ者あり）その6年分の差額のトータルではないかと思うんですね。実際、減額になるのは、1割、3割、5割、7割、9割というふうな階段状に減っていきますので、24.5億円が丸々6年間で減るというのとは少し計算が違ってくるものと思います。

1年目に1割、2年目に3割ですので、（「それはわかるよ」と呼ぶ者あり）減る率を乗じる相手方ですね、一本算定と算定がえの差は、常に一定と仮定をしますと、6億円と仮定して6年とすると36億円で、それで階段状にしたときが24.5億円ということなのかもしれませんけれども、そういったところで大もと6億円と見るのか、4億円と見るのかというところで大きな差があるのだらうと思います。

それと、臨財への振りかえの部分が大きく減少をしているという中で、これで大丈夫かということなんですけれども、臨財を発行額を抑えるというのは、これは全国レベルといえますか、地財計画総体の話でございまして、それに基づき予算は立ててはおりますが、個別の自治体につきましては、先ほど基準財政収入額と需要額の話に戻りますけれども、その中で財政力の乏しいところについては、当然、交付税は多く参ります。多くなる中で、またその振りかえ、臨時財政債で振りかえる額も当然大きくなるものと思っております、国全体としては、臨財は減少傾向、交付税についても景気の好循環が続けば、交付税総額も圧縮される方向にあります。そういった中で、それを大変心配、交付税額が減る、臨財債が圧縮されるということで財源が細るという心配はありますけれども、確かに心配をいたしますけれども、交付税の制度そのものが基準財政収入額と需要額の差を埋めると。その財源を法定の5税の法定割で出し切らない分を借金で賄うと。この仕組み全体は維持されるものと考えておりますので、交付税を減らされるのが心配ではありますけれども、交付税なしではちょっと予算が組めない現状といえますか、交付税頼みの地方財政であることもまた間違いないものですから、そこは国が配慮していただけるものと考えざるを得ないということを申し上げたいと思います。

それと、あと、交付税の額なり臨財債の枠が示されるのは7月以降ということになります。

留保財源につきましては、例年1億数千万円程度だと私は聞いております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

後で確認してください。私の記憶では、留保財源、昨年度2億5,000万円ぐらいだったというふうに思っておりますので、確認をしておいていただきたいと思います。

今、課長が言われたように、そういう物の考え方、当然、そうかもしれませんけれども、そういうふうな考えに立ってくると、分母と分子の問題もありますし、結局、基準財政需要額、収入額で何とかそこら辺の穴埋めはできるなというふうに言われると、それ以上、私も言いようがないですよ。結論的にはね。当然、先ほど言いました分母と分子の問題がありますから、足りない分をそれで補填して交付税で措置してくれるというふうな結論でしょう。ですから、それを言われると、私、あとどう質問していいのかが非常にわかりづらくなってくるんですけども、ただ、基本的には、結局、今のところ国の税収というものを微増して、そういう中で大都市等においては、交付税の減額をしてきているというふうな状況でありますけれども、国全体もやっぱり借金を背負っているわけですよ。だから、いずれ何らかの形で、結局、各末端の市町村、交付税のあり方、そして出し方というものについても、縮小方向に向かっていくというふうには私は思っております。これ以上言っても、もうどうせ返ってくる答えは同じですので、言いませんけれども、とにかくやっぱり入るをはかって出るを制するというふうなところで財政としても今後構えていただきたいということだけを要望して、交付税については終わります。

**○議長（田口好秋君）**

これで、10款1項1目、地方交付税についての質疑を終わります。

次に、72ページ、13款、使用料及び手数料、1項、使用料、2目、民生使用料について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

それでは、質問をさせていただきますけれども、一遍にやろうかなと思ったんですけど、担当の所管が違いますので、1つずつ聞きたいというふうに思います。

それでは、簡単に、まず、民生使用料の高齢者福祉使用料、この中で、特別養護老人ホームうれしのとデイサービスセンター春風荘、これは使用料というのがなくなっているわけですよ。ここら辺にまずお尋ねをいたします。

**○議長（田口好秋君）**

福祉課長。

**○福祉課長（田中秀則君）**

お答えをいたします。

この2つの使用料については、今まで、自動販売機を設置されておまして、その使用料でございました。しかしながら、平成27年5月末で業者からの撤去の申し入れがあり、廃止となりました。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

これで13款1項2目．民生使用料についての質疑を終わります。

次に、同じく72ページ、13款．使用料及び手数料、1項．使用料、3目．農林水産業使用料について質疑の通告がありますので、それを許可いたします。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

それでは、同じく、農林水産業使用料の農業使用料、下宿水辺公園ですね、これは使用料がなくなっているわけですが、これについて御説明をお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

これにつきましても、昨年度までこのめの里が管理する自動販売機が設置をしてありまして、その分が撤去をされたということで28年度の予算としては計上しておりません。

以上です。（「よかです。わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

それでは、これで13款1項3目．農林水産業使用料についての質疑を終わります。

次に、72ページから73ページ、13款．使用料及び手数料、1項．使用料、4目．土木使用料についての質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。同じく田中政司議員。

○14番（田中政司君）

まずは、土木使用料の中の土木管理使用料、法定外公共物の水路について御質問いたしますけれども、これ補正で減額ということがあるわけなんですけど、要するにそういうことが減免制度が大きく影響したというふうなことだろうと思います。昨年度、当初410件というふうなことだったんですが、最終的にじゃ、ことし何件程度なのかという件数をお聞きしたいと思えますけど。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

お答えします。

確かに昨年度140万円の予算を組んでいまして、3月補正により54万3,000円ですかね、削減をしております。

それと、あと、昨年度と今年度の28年度の予算の組み方として、過年度分が、収納率を考えますと、過年度分を削除して収納率をちょっと掛けさせてもらっています。というのが、過年度分が、収納率分が入ってくるかということ、こないもんですから、定期監査関係で率が出ていますので、それを参考にしながらやったので、ことしは63万円ということで上げさせ

てもらっています。

それと、あと件数ですが、徴收件数としては183件程度だと思います。減免が224件です。183件分が今年度の件数ということになると思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そこは過年度分なんですよ。要するに63万円のうちのいわゆる過年度分というのが大体どれぐらいあるのかなというのをお聞きをしたかったんですよ、要はですね。というのは、結局これだけ、公平性ということからいけば、取らなければいけないわけなんですけど、実際取れない数字というのが当然あるかと思いますが、183件というのは、要するに件数であるということですね。過年度分の件数もこれに入っているというふうに考えていいわけですか。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

過年度分については、繰り越し額が19万円ほどありますけれども、それとはちょっと別個になると思います——入っています、ごめんなさい。（「183件に過年度分も入っている」と呼ぶ者あり）入っています。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

実際、私も来ますですね、郵送で送ってくるわけですよ。実際、ここら辺を考えた場合に、事務の手数料等々とかこれだけのいわゆる徴収というのを考えた場合、今後、ずっとこれ続けていかれるのかということと、それとこれ調査に入って3年ぐらいたちますかね、台帳ができて。それから新規に、要するにつくったものというのがあるかと思うんですが、そこら辺の対応、要するに申請を確実にしていただいているのかどうなのかということもあろうと思うんですね。そこら辺も含めて、今後のどうやっていかれるのかをお聞きをしたいと思えますけど。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

お答えします。

今後については、水路分の通路に関しては、今回、減免するという事でいかせてもらっていますが、今後183件分の使用料を取るか、それとも減免するかということは、今後検討をしていきたいというふうに思っています。

それと、あと申請は当然していただくんですが、わかっていない方といいますか、占用の申請をしなきゃいけないというのをわからない人たちには、気づいたところで御自宅にお伺いして話をさせていただいております。

以上です。（「よかです」と呼ぶ者あり）

**○議長（田口好秋君）**

田中議員、5節も続けてお願いします。田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

それでは、続きまして、住宅使用料に移らせていただきます。

昨年度より減額なんですけど、昨年、たしか7施設101世帯というのが、どこの施設やったかな、たしか解体をされたということで多分少なくなっているのかなと思うんですけど、そこから辺、詳細説明お願いしたいと思います。数も含めてお願いいたします。

**○議長（田口好秋君）**

産業建設部長。

**○産業建設部長（山口健一郎君）**

確かにそれも入っておりますが、これも26年度の予算を組むときは、過年度分を含めて収納率を掛けておりました。過年度分を掛けてですね。ところが、過年度分がその収納率分入ってくるかということ、そうではありませんので、調定額、年度の調定額に収納率を掛けた額でことは掛けさせていただいております。収納率を掛けさせていただいております。それで、240万円昨年度予算を組んでおりましたけれども、それを210万円、30万円減ということで予算を立てさせてもらいました。

以上です。（「施設の数、わかりますか。7施設101世帯が世帯数として減っているのかどうか、そこら辺わからん」と呼ぶ者あり）

それはちょっと手元に資料持ちませんので、持ってきておりませんので、後日資料をお渡ししたいと思います。

以上です。

**○議長（田口好秋君）**

田中政司議員。

**○14番（田中政司君）**

わからないじゃないんですけど、基本的に払ってもらうのが当然なんですね。それは要するに、払っていないところ、要するにそこまで取れない分を今回、収納率で計算して上げたということなんですけど、果たしてそれって、予算立て、それが当然と言われれば当然かも

わかりませんが、やはり取る分だけの努力はしていただきたいし、どれぐらい要するに使用料があるのかというのは、例えば、予算立ての仕方としては、現年分、過年度分みたいなそういうふうな立て方というのは、ここでできないんですかね。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

お答えします。

昨年度も過年度分で150万円ぐらいの過年度分がありましたけれども、26年度ですね、ありましたけど、32万円ほど入ってきております。現在のところ、126万円ぐらいの過年度分がございますので、そのくらは多分入ってくるだろうと思っておりますけれども、徴収率等がどういうふうに変化するかということで、今回、210万円という予算を組まさせていただきました。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。（「取り下げます」と呼ぶ者あり）

これで13款1項4目。土木使用料についての質疑を終わります。

次に、78ページから80ページまでの14款。国庫支出金、2項。国庫補助金、1目。総務費国庫補助金、5目。商工費国庫補助金、6目。土木費国庫補助金及び7目。消防費国庫補助金について、一括して質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、森田明彦議員。

○5番（森田明彦君）

それでは、質問いたします。

個別のところに入り込んでのことではなくて、全体的な状況ということでお尋ねをしたいと思います。

昨年は、何割という非常に大幅な減額で、いろんな大きな事業にも相当影響が出たということで認識しておりますけれども、いわゆる平成28年度の査定に当たり、昨年の減額分等が反映したような感触がまずおありなのか、ちょっと総合的な部分でのお尋ねをします。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

お答えします。

社会資本整備総合交付金については、昨年度内示率が非常に悪くて、平成28年度予算を出させてもらったりとかということもありました。額がどういうふうに入ってくるかということは、今のところ、まだ国の補正がきちんと成立していませんので、わからないところです。

が、うちのほうも上級官庁、例えば、県とか国のほうに、電話ではありますが、お尋ねはしています。ところが、まだ結果としては出てきてない状況です。多分ですけども、3月末ぐらいには内示が来るんだらうと、毎年それですので、内示が来るんだらうということは考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

森田議員。

○5番（森田明彦君）

わかりました。非常に難しいところだと思いますけれども、いわゆる各市町村自治体からの強い要望、もしくは言葉ではちょっとあれですけども、そういった意味のテクニク的な部分もございましたら、これはもう昨年度分の事業をしっかりと取り戻す感触で十二分に情報収集をされて、獲得に努力していただきたいということで要望という形で終わります。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

市長も、実を言いますと、社会資本整備総合交付金については、うちも要望をどんどんかけております。市長のほうも、国の都市局のほうに行ってもらったりとか、九州整備局のほうに行ってもらったりとかいうことで要望活動をやっておりますので、平成28年度、計上としては要望した額を計上させていただいております。予算のほうにはですね。よろしく願います。

○議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

全く同じ質問なんですけれど、仮に1点だけお聞きしたい——お聞きしたいというのが、昨年度みたいに交付金が一気に通らなかったといった場合には、どういう対応をされるんですか。昨年みたいに減額、工事の縮小等々あるわけですけど、そこら辺の見通しと対応については、ある程度考えておられるのかどうか、そこら辺、部長と市長に最後お聞きをしたいんですけど。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

昨年の状況を申し上げますと、国全体のいわゆる社交金の予算自体が縮小になりまして、私どもとしては、他自治体よりもよかったと思いますけど、要望額に届かなかったというこ

とで非常に残念に思っております、それからすぐ活動を開始しまして、できるだけ今回、私どもが要望している予算について、配慮していただくように努力をしているところでございます。しかし、まだ確定になっておりませんので、3月末ぐらいには見込みになるということですので、そのときの様子を見て、またどうしても足りないということになると、また議会のほうにもお願いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

私も、医療センターの移転の問題がございます。どうしても駅周辺の区画整理については、ことしの8月ぐらいには入札もあって、工事が始まるというような計画になっておりますので、ぜひ内示率がいいことを期待しておりますけれども、それがもし、低くても、そこを優先に工事は進めていかないといけないのだろうというふうに考えます。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

これで、14款2項1目．総務費国庫補助金、5目．商工費国庫補助金、6目．土木費国庫補助金及び7目．消防費国庫補助金について質疑を終わります。

次に、88ページ、16款．財産収入、1項．財産運用収入、1目．財産貸付収入について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

この中で、春日活性化委員会8万6,000円、この予算の内容を教えてください。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（中野哲也君）

お答えをいたします。

まず、春日活性化委員会につきましては、平成27年度さが段階チャレンジ交付金の採択事業の一つとしまして、旧春日分校を拠点とした地域活性化事業が採択されました。その実施団体として、任意団体である春日活性化委員会を組織されたということでございます。旧春日分校の敷地に対しまして、評価額の4%をいただくということになっておりますので、その金額ということでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口忠孝議員。

○7番（山口忠孝君）

これは毎年発生するものなんですか。これから、どんなですか。

○議長（田口好秋君）

財政課長。

○財政課長（中野哲也君）

年々の契約によりますけれども、契約がある限りは支払っていただくことになります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

いいですか。

次に、山口要議員。（「もうわかりましたので、取り下げます」と呼ぶ者あり）

これで16款1項1目．財産貸付収入についての質疑を終わります。

次に、91ページ、17款．寄附金、1項．寄附金、2目．総務費寄附金について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。大島恒典議員。

○12番（大島恒典君）

今回、一般財源として使われるわけですがけれども、このふるさと応援寄附金のどんな事業に使用されるのか、お伺いいたします。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

9億円を事業に充当しているわけでございますけれども、ちょっと幾つか紹介をしたいと思います。

学校給食費に8,000万円、それから保育所運営に1億2,000万円、それから定住奨励2,500万円、あとほかにも事業ございます。主なところを3つ上げさせていただきました。

以上です。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

充当事業につきましては、先ほど資料をいただきましたので、納得しておるわけですがけれども、これ寄附金ということで、本当に費目が扱わないありがたいお金でありまして、今から大切に使うことが必要だと考えておりますけれども、こういった中で今回、事業をこのように起こされて、寄附者の方に対しての使用法とかなんとかの考えておられるのかどうかですね、寄附金をどのような事業に使ったかということを考えておられるのか、そこら辺をお伺いします。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

寄附の使い道については、公表をする必要がございますので、6月にホームページ等で公表しております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

大島議員。

○12番（大島恒典君）

ありがとうございました。そしたら、何か施設、事業運営、管理運営とか施設にステッカーなんか張って、これはふるさと応援寄附金を使用して運営しておりますとか、そういった取り組みができないかですね。これやっぱり後々寄附してもらった方に嬉野とつながってもらうためにも、何か形として残すべきではないかと考えるわけですがけれども、そこら辺どうですか。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

実をいいますと、今度の総務企画常任委員会の席でも、同じような御指摘をいただきました。これにつきましては、ちょっと今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

これで、17款1項2目．総務費寄附金についての質疑を終わります。

これで、歳入予算事項別明細書53ページから102ページまでの歳入についての質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後4時9分 休憩

午後4時9分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

本日はこれで延会といたします。皆さんどうもお疲れさまでございました。

午後4時10分 延会